

# 箱根町一般廃棄物処理基本計画

2019(令和元)年 8 月

箱根町

## 目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 策定の考え方.....	1
第2節 基本的事項.....	2
第2章 箱根町の概況等.....	4
第1節 箱根町の概況.....	4
第2節 関連法令等.....	12
第3節 廃棄物処理行政の動向.....	14
第3章 ごみ処理基本計画.....	19
第1節 計画の目指す方向.....	19
第2節 本町におけるごみ処理の現状.....	24
第3節 ごみ排出量の見込み.....	39
第4節 循環型社会形成と美観保全に向けた方策に関する事項.....	45
第5節 ごみの適正処理及びその実施に関する基本的事項.....	49
第6節 その他ごみ処理に関する必要な事項.....	57
第4章 生活排水処理基本計画.....	60
第1節 生活排水における基本方針.....	60
第2節 生活排水処理の現状及び課題.....	61
第3節 生活排水処理の将来予測.....	65
第4節 し尿・汚泥処理計画.....	66
第5節 その他の計画.....	67
参考資料.....	68
資料1 策定経過.....	68
資料2 箱根町廃棄物減量等推進審議会.....	68
資料3 推計方法.....	71



# 第1章 計画の概要

## 第1節 策定の考え方

### 1 背景・趣旨

箱根町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、2007（平成19）年2月に現行計画を策定しました。その後、2012（平成24）年3月に見直しを行ってから約7年が経過し、中間目標年度（2016（平成28）年度）の検証が可能になるとともに、箱根町（以下「本町」という。）のごみ処理に係る状況が変化したため、新たに計画を策定することとなりました。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定を受けて、「箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第13条にその策定が定められているものであり、廃棄物処理法第6条第2項から第4項の規定に基づき策定するものです。廃棄物処理法第6条第2項に規定された事項について、「ごみ処理基本計画策定指針（2016（平成28）年改定）」「生活排水処理基本計画策定指針（1990（平成2）年策定）」を参考に必要事項を定めます。

国は、「第三次循環型社会形成推進基本計画（2013（平成25）年5月31日閣議決定）」において、質にも着目した循環型社会の形成（2R（リデュース・リユース）の優先、使用済み製品からの有用金属の回収、災害時の廃棄物対策の強化、バイオマスのエネルギー利用等）や、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を中核的な事項として重視しました。続く「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月19日閣議決定）」においてもそれらを引き継ぎつつ、さらに経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、取組の中長期的な方向性として、冒頭に「持続可能な社会づくりとの統合的取組」を示し、続けて「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理のさらなる推進と環境再生」「万全な災害廃棄物処理体制の構築」等を示しています。

また、1993（平成5）年に策定され2008（平成20）年に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」が、2013（平成25）年、2016（平成28）年に改定されているほか、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール（「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」）が2013（平成25）年に改定され、その活用が求められています。

本計画は、本町における一般廃棄物の処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢、地域の開発計画、町民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物の処理施設の整備、収集・運搬の効率化、最終処分場の運用等について十分検討するとともに、法体系に対応した現実的かつ具体的な施策を総合的に検討するものとします。

さらに、「第四次循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（2016（平成28）年1月変更）」などを勘案し策定するものとします。

### 2 策定方針

#### (1) 現状を踏まえた実効性の向上

中間目標に対する現状を検証し、今後の実効性の向上を目指すとともに、国内有数で世界にも知られる観光地としての特性を考慮して、計画を策定します。

## (2) 町民・事業者の意見を踏まえた対策の検討

アンケートを通じて、廃棄物の排出者である町民・事業者の意識、意見を把握し、有効な対策の検討を進めます。

## (3) 情報発信の充実

課題や目標、各主体の役割をわかりやすく整理し、計画推進における情報発信の充実に資する計画づくりに努めます。

## (4) 関係条例、関連計画との整合

環境施策の総合的な推進を図るため、関係条例である「箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」「箱根町環境基本条例」「箱根町をきれいにする条例」や、関連計画である「箱根町第6次総合計画」「箱根町環境基本計画」等との整合を図ります。

# 第2節 基本的事項

## 1 計画の対象と期間

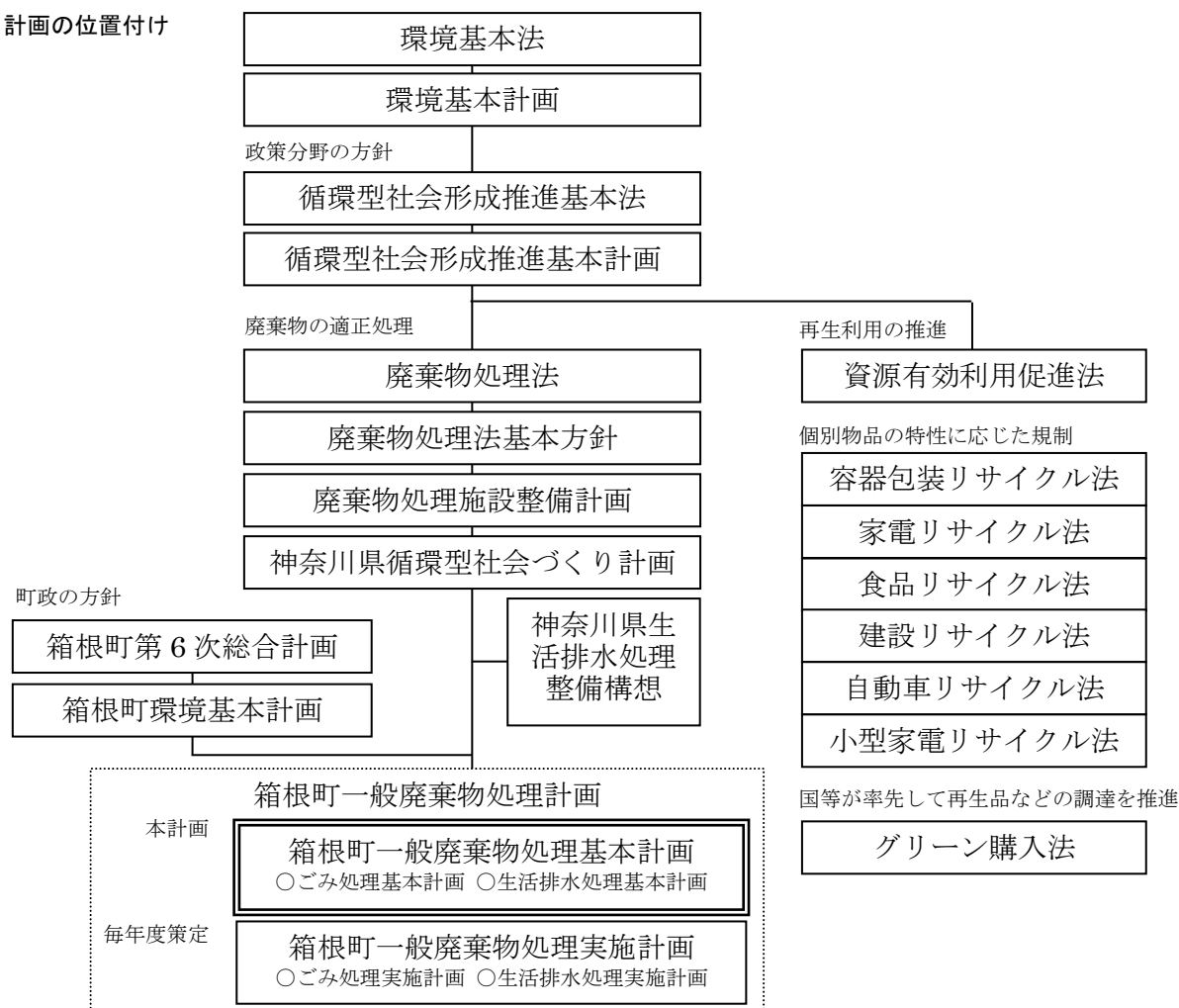
本計画は、箱根町内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。

計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針（2016（平成28）年改定）」「生活排水処理基本計画策定指針（1990（平成2）年策定）」に基づき、2019（令和元）年度から2028（令和10）年度までの10年間とします。

## 2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、「ごみ処理基本計画策定指針（2016（平成28）年改定）」に基づきます。

図 1-1：計画の位置付け



### 3 留意事項

本計画では、用語等について以下のとおりとしています。

- 図表等の数値については、四捨五入により合計が一致しないことがある。
- 年の表記方法は、2019年5月1日から元号が平成から令和に改まったため、西暦を基本とする。
- 廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める20種類を指す。それ以外の廃棄物が一般廃棄物で、ごみと通称される。そのうち、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるものは、厳重管理を要する特別管理一般廃棄物とされる。原則として、一般廃棄物は区市町村が処理の責任を持ち、産業廃棄物は排出事業者が自ら処理し、行政面では都道府県の所管となる。
- ごみ総排出量とは、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、廃棄物処理法の基本方針）における「一般廃棄物の排出量」と同様とする。すなわち、計画収集量、直接搬入量、集団回収量（本町は該当しない）を合わせたものである。計画収集量は、地方公共団体直営収集量（本町は該当しない）、委託業者収集量、許可業者収集量を合わせたものである。
- 委託業者収集量とは、地方公共団体が業者に委託した収集したごみの量。本町では、燃せるごみ収集場所、資源等収集場所、戸別回収、使用済み食用油回収場所からの収集が該当。
- 許可業者収集量とは、市町村長の許可を受けた業者が収集したごみの量。
- 直接搬入量とは、事業者が自ら処理施設（本町では環境センター）に搬入した事業系ごみ及び住民が自ら処理施設に搬入したごみの量。
- 生活系ごみとは、生活する過程で発生する一般廃棄物で、調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空き缶などの容器包装廃棄物や新聞、雑誌など。家庭を対象とした、収集ごみ量、直接搬入量、集団回収量を合わせたものである。収集対象に事業者が混在するなどで推計による場合には、市町村収集と委託業者の収集の合計とされる。
- 家庭系ごみとは、国の「循環型社会形成推進基本計画」において、国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、生活系ごみから集団回収量、資源等を除いたものである。
- 事業系ごみとは、事業活動から排出される一般廃棄物で、オフィスなど事務所からの紙くずや、飲食店からの生ごみ等である。推計による場合には許可業者収集と直接搬入の合計とされる。
- 「循環型社会形成推進基本計画」における出口側の循環利用率とは、循環利用量を廃棄物等発生量で割ったもので、地域レベルでは資源化率やリサイクル率といわれる、総資源化量を総排出量で割ったものと同様である。
- 原単位とは、通常は1人1日当たりの量であり、排出量を人口と日数（365日）で割ったものである。
- 事業系ごみにおいては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、一般的に1事業所当たりの原単位は設定されない。本町では観光地として特性から、観光入込客1人当たりの量を原単位としている場合がある。
- 本町のごみを収集する場所は、燃せるごみ収集場所、資源等収集場所、使用済食用油収集場所が設置されている。これらを総じてごみステーションと呼ぶ場合もあるが、基本的な用語としてはそれぞれの名称を用いることとする。

## 第2章 箱根町の概況等

### 第1節 箱根町の概況

#### 1 位置及び地勢

本町は神奈川県南西部に位置し、東京から約80kmの距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町とそれぞれ接し、西側は静岡県3市2町と境しています。広がり東西13.53km、南北12.82km、面積は92.86km<sup>2</sup>で、その大部分は高原と山岳地帯から成り、隣接の市町村とは地形的に隔てられています。

地勢は、約40万年に及ぶ活動により複雑な形成史を有し、多様な火山地形がみられる箱根火山によって形作られています。

町の行政区域は、箱根カルデラを囲む標高1,000mほどの外輪山、浅間山・鷹ノ巣山・屏風山などの前期中央火口丘群、そして主峰である神山（標高1,438m）をはじめ、駒ヶ岳・二子山を中心とした後期中央火口丘群で形成され、カルデラ内に河川・湖沼・草原を配した一大自然美を展開しています。

山林原野の占める面積の割合をみると46.6%であり、河川湖沼等を加えるとその割合は92.0%となり町全体が山岳地形となっています。

図2-1：箱根町の位置



出典：統計はこね平成29年版

図 2-2：箱根町の山と河川



## 2 町のあゆみ

明治時代に交通が便利になるに伴って、箱根は湯治場としてだけでなく、避暑地としても有名になり、さらには外国人にも愛され、別荘も建てられるようになります。大正時代に入ると、箱根登山鉄道が湯本から強羅まで開通しました。

戦後になり、1950（昭和 25）年には小田急線が小田原～箱根湯本間に乗り入れて東京都心と直接結ばれ、以降、日本経済の高度成長を追い風に観光開発が急速に進められ、箱根新道、乙女バイパス等、モータリゼーションの進展に対応した新しい交通網も整備されました。

1956（昭和 31）年 9 月、湯本町、温泉村、箱根町、宮城野村、仙石原村の 5 か町村が合併して現在の箱根町が誕生しました。

箱根の持つ魅力は多彩さを増し、寮や保養所、分譲別荘なども次々と建てられ、現在では年間 2,000 万人もの観光客が国内外から訪れる、日本の代表的な国際観光地として発展しています。

その一方で、本町では自然の保護と開発との調和を常に大切に考えてまちづくりを進めてきました。1971（昭和 46）年に町全域を都市計画区域に指定して乱開発の防止に努める一方、1975（昭和 50）年には緑の減税制度や緑の銀行制度を創設、平成に入ると箱根町資源保全基金（箱根トラスト）を設置するなど、積極的に自然の保全を図っています。

観光地の宿命ともいえるごみ問題にも長く取り組んできており、1970（昭和 45）年に「観光美化推進都市」宣言を行い、美化憲章を制定しています。増え続けるごみ排出量に対応するため、1993（平成 5）年には 1 日 135 トンのごみ焼却処理施設機能と 1 日 30 トンの粗大ごみ処理施設機能をもつ美化センター（現環境センター）が開設しました。

また、公共下水道については、1985（昭和 60）年に芦ノ湖周辺公共下水道が、1989（平成元）年には第 1 号公共下水道が供用開始となりました。

出典：箱根町ホームページ「まちのあゆみ」（抜粋）



## 2 気象

本町の各地区の気象は次のとおりです。

表 2-1：各地区の気象

地区 年次・月	湯本 標高 97m				宮ノ下 標高 526m			
	気温 (°C)			降水量 (mm)	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低		平均	最高	最低	
2013(H25)	13.3	30.0	-2.0	2195.0	13.1	33.3	-4.6	2669.5
2014(H26)	15.3	35.7	-1.7	2350.0	12.8	33.2	-5.0	2345.0
2015(H27)	15.9	36.6	-2.3	2797.5	13.3	33.4	-5.5	3037.0
2016(H28)	16.8	36.8	-2.3	2715.0	13.4	33.0	-5.1	3097.0
1 月	6.1	17.1	-2.3	111.5	3.3	14.3	-5.1	134.0
2 月	6.8	21.0	-0.1	65.7	4.0	17.0	-2.7	259.5
3 月	9.5	19.6	0.4	169.0	6.7	18.3	-1.6	204.5
4 月	15.0	24.0	4.7	224.5	12.5	21.5	1.7	299.5
5 月	19.3	30.7	11.6	174.0	16.8	27.2	8.4	252.0
6 月	21.4	31.7	12.6	209.5	18.9	28.8	9.9	247.5
7 月	24.6	34.9	18.3	244.5	22.0	32.2	15.8	170.0
8 月	26.2	36.8	19.8	328.0	23.6	33.0	17.7	465.0
9 月	23.7	32.7	17.8	487.0	21.2	30.0	15.4	459.0
10 月	18.3	30.8	9.3	175.5	15.8	27.6	6.4	212.0
11 月	11.4	20.8	0.5	212.0	9.0	19.1	-1.6	189.5
12 月	9.3	20.2	1.0	178.5	6.7	17.5	-1.5	204.5

地区 年次・月	仙石原 標高 645m				箱根 標高 726m			
	気温 (°C)			降水量 (mm)	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低		平均	最高	最低	
2013(H25)	10.1	31.5	-12.5	2806.5	11.6	32.0	-7.2	2540.5
2014(H26)	11.6	32.9	-9.2	2499.5	11.2	31.6	-7.1	2430.0
2015(H27)	12.3	32.8	-10.5	2972.0	11.9	32.2	-8.0	2699.0
2016(H28)	12.5	34.5	-10.0	2965.5	12.1	32.8	-8.4	2871.0
1 月	1.4	12.3	-10.0	110.5	1.5	10.7	-8.4	104.5
2 月	2.8	15.1	-6.3	239.5	2.6	14.9	-5.2	196.0
3 月	5.8	20.3	-4.1	171.0	5.3	16.5	-3.9	184.5
4 月	11.7	22.5	0.0	246.5	11.1	20.6	0.2	215.0
5 月	15.8	27.8	5.0	255.0	14.9	26.7	6.2	228.5
6 月	18.5	27.9	6.9	215.0	17.6	26.0	7.6	212.0
7 月	21.8	32.8	14.9	100.0	20.8	30.9	14.8	158.0
8 月	23.3	34.5	16.9	454.5	22.4	32.8	17.5	509.0
9 月	20.7	30.5	14.5	499.5	20.3	27.6	14.6	509.0
10 月	15.0	27.8	2.3	257.5	14.9	26.7	4.9	190.0
11 月	8.3	19.7	-4.7	192.0	8.5	17.4	-3.2	197.5
12 月	4.8	16.3	-6.6	224.5	5.0	15.5	-4.0	167.0

出典：統計はこね平成 29 年版

### 3 人口

#### (1) 人口の推移と将来展望

本町の人口の推移と将来展望は次のとおりです。人口は減少を続けており、将来人口推計においても、さらなる減少が予想されています。

2016（平成 28）年策定の箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、2040（令和 22）年に 9,000 人程度の人口規模を維持することを目指すとされています。

表 2-2：人口の推移と将来展望

各年 10 月 1 日

	年次	人口(人)	世帯数	1 世帯当たり人員 (人/世帯)
実績	2007(H19)	13,788	6,840	2.02
	2008(H20)	13,540	6,807	1.99
	2009(H21)	13,500	6,810	1.98
	2010(H22)	13,853	7,266	1.91
	2011(H23)	13,577	7,159	1.90
	2012(H24)	13,417	7,161	1.87
	2013(H25)	13,298	7,143	1.86
	2014(H26)	13,137	7,157	1.84
	2015(H27)	11,786	6,088	1.94
	2016(H28)	11,578	6,140	1.89
	2017(H29)	11,786	6,192	1.90
	2018(H30)	11,578	6,140	1.89
将来展望 への推移	2019(H31, R1)	11,461		
	2020(R2)	11,344		
	2021(R3)	11,226		
	2022(R4)	11,109		
	2023(R5)	10,992		
	2024(R6)	10,875		
	2025(R7)	10,758		
	2026(R8)	10,641		
	2027(R9)	10,523		
	2028(R10)	10,406		
	2040(R22)	9,000		

出典：人口統計調査、箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

#### (2) 人口動態

本町の人口動態は次のとおりです。

表 2-3：人口動態の推移

単位：人

年度	人口増減	自然増減			社会増減		
		増減	出生	死亡	増減	転入	転出
2007(H19)	-245	-121	56	177	-124	1,049	1,173
2008(H20)	-138	-85	74	159	-53	1,062	1,115
2009(H21)	-203	-96	68	164	-107	1,125	1,232
2010(H22)	-66	-76	68	144	10	1,043	1,033
2011(H23)	-292	-102	59	161	-190	991	1,181
2012(H24)	-145	-94	58	152	-51	1,037	1,088
2013(H25)	-175	-112	55	167	-63	1,113	1,176
2014(H26)	-114	-95	58	153	-19	1,055	1,074
2015(H27)	-410	-109	53	162	-301	979	1,280
2016(H28)	-35	-142	46	188	107	1,193	1,086

出典：統計はこね平成 29 年版

### (3) 年齢別人口の推移

本町の年齢別人口の推移は次のとおりです。少子高齢化が加速していますが、2016（平成 28）年策定の箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの展望では 2040（令和 22）年に、年少人口 11.2%、生産年齢人口 37.8%、老年人口 50.9%の状況を目指しています。

表 2-4：年齢別人口の推移

単位：人

年度	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
2007(H19)	1,315	9.4%	9,033	64.9%	3,568	25.6%
2008(H20)	1,263	9.2%	8,745	63.9%	3,671	26.9%
2009(H21)	1,214	9.0%	8,512	63.3%	3,724	27.7%
2010(H22)	1,169	8.7%	8,411	63.0%	3,788	28.3%
2011(H23)	1,118	8.2%	8,718	63.7%	3,840	28.1%
2012(H24)	1,053	7.9%	8,443	63.0%	3,895	29.1%
2013(H25)	1,035	7.8%	8,179	61.7%	4,048	30.5%
2014(H26)	989	7.6%	7,907	60.4%	4,189	32.0%
2015(H27)	956	7.4%	7,638	59.0%	4,344	33.6%
2016(H28)	888	7.6%	6,445	54.9%	4,045	35.3%
2017(H29)	842	7.2%	6,358	54.6%	4,194	36.0%

出典：統計はこね平成 29 年版

### (4) 地域別人口の推移

本町の地域別人口の推移は次のとおりです。

表 2-5：地域別人口の推移

地域	湯本		温泉		宮城野		仙石原		箱根	
	人口 (人)	世帯数	人口 (人)	世帯数	人口 (人)	世帯数	人口 (人)	世帯数	人口 (人)	世帯数
2007(H19)	3,546	1,673	1,378	662	3,413	1,677	4,127	2,129	1,324	699
2008(H20)	3,468	1,652	1,358	651	3,367	1,678	4,080	2,151	1,267	675
2009(H21)	3,443	1,670	1,365	624	3,383	1,666	4,064	2,171	1,245	679
2010(H22)	3,331	1,822	1,498	860	3,548	1,831	4,095	1,922	1,381	831
2011(H23)	3,256	1,797	1,512	867	3,417	1,775	4,046	1,907	1,346	813
2012(H24)	3,170	1,763	1,499	881	3,385	1,782	4,040	1,943	1,323	792
2013(H25)	3,165	1,772	1,461	860	3,320	1,761	4,039	1,956	1,313	794
2014(H26)	3,114	1,751	1,441	860	3,221	1,742	4,060	1,993	1,301	801
2015(H27)	2,947	1,649	1,183	636	2,891	1,476	3,611	1,643	1,154	684
2016(H28)	2,914	1,684	1,167	626	2,869	1,530	3,485	1,612	1,143	688

出典：統計はこね平成 29 年版

## 4 産業

### (1) 産業別人口の推移

本町の産業別人口の推移は次のとおりです。

表 2-6：産業別人口の推移

単位：人 国勢調査 各年 10 月 1 日

年次	2005(H17)	2010(H22)	2015(H27)
総数	8,906	8,463	6,753
第一次産業	80	50	72
農業	76	45	70
林業	4	4	2
漁業	0	1	0
第二次産業	923	725	634
鉱業	1	1	1
建設業	584	460	395
製造業	338	264	238
第三次産業	7,832	7,253	5,784
電気・ガス・熱供給・水道業	19	21	19
情報通信業	37	23	20
運輸・通信業	158	199	177
卸売・小売業、飲食店	917	800	638
金融・保険業	85	56	34
不動産業	178	173	190
サービス業	6,255	5,981	4,553
公務	183	147	153
分類不能	71	288	263

出典：統計はこね平成 29 年版 総数には分類不能を含む

### (2) 観光人口の推移と目標

本町の観光人口の推移は次のとおりです。年毎に波はあるものの横ばい傾向にあり、総数の平均は 2000 万人弱となっています。

表 2-7：観光人口の推移

単位：人

年次	観光入込客数（総数）	日帰り客延人員	宿泊客延人員
2007(H19)	20,262,000	15,539,907	4,722,093
2008(H20)	20,677,000	15,949,931	4,747,069
2009(H21)	19,649,000	15,123,843	4,525,157
2010(H22)	20,036,000	15,389,947	4,646,053
2011(H23)	17,671,000	13,390,361	4,280,639
2012(H24)	19,438,000	14,806,049	4,631,951
2013(H25)	20,857,000	16,140,064	4,716,936
2014(H26)	21,190,000	16,583,249	4,606,751
2015(H27)	17,376,000	13,710,769	3,665,231
2016(H28)	19,565,000	15,226,176	4,338,824
2017(H29)	21,520,000	16,826,487	4,693,513

出典：観光客実態調査報告書 平成 28 年、平成 29 年

本町の観光戦略目標（KPI:Key Performance Indicator、重要業績成果指標）は次のとおりです。  
2028（令和 10）年の経過は 21,449,000 人と推計されます。

表 2-8：箱根町観光戦略目標（KPI）

単位：人

年次	2018(H30)	2019(H31, R1)	2020(R2)	2027(R9)	2030(R12)
観光入込客数	21,556,000	21,592,000	21,597,000	21,462,000	21,422,000

出典：第 2 次箱根町 HOT 2.1 観光プラン基本計画「将来目標値（KPI）」平成 31 年 3 月

## 5 土地利用

### (1) 地目別面積の推移

本町の地目別面積の推移は次のとおりです。池沼、山林、原野で5割超を占めています。

表 2-9：地目別面積の推移

単位：ha

年次	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
2007(H19)	9,282.0	4.5	26.4	700.8	0.3	714.7	3,469.1	860.1	573.4	2,932.7
2008(H20)	9,282.0	4.5	26.4	703.8	0.3	714.7	3,467.5	858.9	573.5	2,932.4
2009(H21)	9,282.0	4.5	26.3	707.8	0.3	714.7	3,470.5	857.4	577.3	2,923.2
2010(H22)	9,282.0	4.4	26.2	706.7	0.3	714.7	3,540.3	892.9	578.9	2,817.6
2011(H23)	9,282.0	4.4	26.2	708.3	0.3	714.7	3,540.0	891.3	579.1	2,817.7
2012(H24)	9,282.0	4.4	26.1	712.8	0.3	714.7	3,549.5	879.5	575.3	2,819.4
2013(H25)	9,282.0	4.4	26.0	709.2	0.3	714.7	3,567.9	877.3	560.3	2,821.9
2014(H26)	9,282.0	4.4	26.0	713.3	0.3	714.7	3,565.6	875.9	559.8	2,822.0
2015(H27)	9,282.0	3.5	25.3	718.7	0.3	714.7	3,564.8	870.6	572.3	2,815.8
2016(H28)	9,282.0	3.5	25.3	726.1	0.3	714.7	3,556.6	871.9	572.3	2,815.3

出典：統計はこね平成 29 年版

### (2) 用途地域面積

本町の都市計画における用途地域面積は次のとおりです。第二種低層住居専用地域のうち第2種観光地区の面積が最大となっています。

表 2-10：用途地域面積

単位：ha

用途地域	特別用途地区	面積
総数		1,412
第一種低層住居専用地域	第1種観光地区	288
第二種低層住居専用地域	—	39
	第2種観光地区	432
第一種中高層住居専用地域	—	4
	第2種観光地区	21
第一種住居地域	—	207
	第3種観光地区	267
	特別工業地区	16
近隣商業地域		28
商業地域		110

出典：統計はこね平成 29 年版

### (3) 自然公園の面積

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園の区域内にあり、自然公園法の規制を受けます。その面積は次のとおりです。

表 2-11：国立公園の面積

単位：ha

総数	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
9,246	489	1,376	6,640	270	471

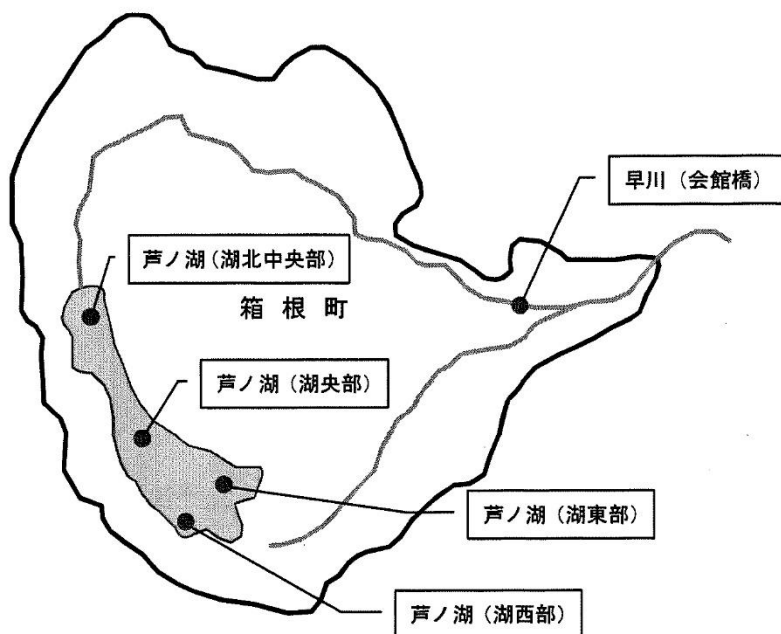
出典：統計はこね平成 29 年版

## 6 生活環境（公共用水域）

### (1) 水質調査の位置

神奈川県では、毎年定期的に河川や湖沼等の公共用水域の水質調査を行っています。その中で、本町の行政区域に位置する調査地点は、以下の5か所です。

図 2-3：水質調査の位置



出典：平成 30 年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定計画

### (2) 河川・湖沼の水質の推移

早川、芦ノ湖の水質（BOD、COD）の推移は次のとおりです。早川の水質基準は河川 A 類型で、すでに環境基準を達成しています。芦ノ湖の水質基準は最も厳しい湖沼 AA 類型で、環境基準は未達成です。

表 2-12：河川・湖沼の水質の推移

早川：BOD75%値 芦ノ湖：COD75%値

年度	早川	芦ノ湖	芦ノ湖	芦ノ湖	芦ノ湖
	函嶺もみじ橋	湖北中央部	湖中央部	湖西部	湖東部
	A 類型	AA 類型	AA 類型	AA 類型	AA 類型
2007(H19)	1.0	2.6	2.3	2.5	2.8
2008(H20)	1.1	2.1	2.0	2.2	2.2
2009(H21)	0.9	2.1	2.1	2.2	2.4
2010(H22)	0.9	2.1	1.9	2.1	2.2
2011(H23)	0.7	1.8	1.8	1.8	2.0
2012(H24)	0.7	2.1	1.9	1.9	2.0
2013(H25)	0.7	1.7	1.6	1.7	2.0
2014(H26)	0.7	2.2	2.1	2.1	1.9
2015(H27)	0.9	1.7	1.8	2.0	1.9
2016(H28)	0.8	2.1	1.9	2.0	2.2

出典：平成 28 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果

### (3) 下水道の整備状況

下水道の整備状況は、2016（平成 28）年度において次のとおりです。

表 2-13：下水道の整備状況

2016（平成 28）年度

名称	計画人口	計画面積	処理区域面積	処理区域人口	水洗化人口
第 1 号公共下水道	2,990 人	540ha	238ha	2,904 人	2,284 人
第 2 号公共下水道	3,950 人	893ha	532ha	4,138 人	3,587 人

出典：統計はこね平成 29 年版

## 第 2 節 関連法令等

### 1 国の法令等

ごみや生活排水に関する主な法令は次のとおりです。

- 環境基本法
- 循環型社会形成推進基本法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- 容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 環境影響評価法
- 下水道法
- 浄化槽法
- 水質汚濁防止法 等

### 2 神奈川県条例等

神奈川県のごみや生活排水に関する主な条例等は次のとおりです。

- 神奈川県環境基本条例
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例
- 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行規則
- 神奈川県環境影響評価条例
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則 等

### 3 本町の条例等

本町のごみや生活排水に関する主な条例等は次のとおりです。

- 箱根町環境基本条例
- 箱根町をきれいにする条例
- 箱根町をきれいにする条例施行規則
- 箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- 箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則
- 箱根町公共下水道条例
- 箱根町公共下水道条例施行規則
- 箱根町宮ノ下浄化槽条例
- 箱根町宮ノ下浄化槽条例施行規則 等



### 第3節 廃棄物処理行政の動向

#### 1 国の計画

##### (1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月策定）

循環型社会の形成に向けて、概ね2025（令和7）年までに国が講ずべき施策を示しています。

図2-4：第四次循環型社会形成推進基本計画概要版（環境省）



表 2-14：第四次循環型社会形成推進基本計画より多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標

指標	全国 2000 (平成 12) 年度 実績 (国基準年)	全国 2007 (平成 19) 年度 実績	全国 2016 (平成 28) 年度 実績	全国 2025 (令和 7) 年度 目標
1 人 1 日当 たりのごみ排 出量	約 1,185g/人/日	約 1,089g/人/日	約 925g/人/日	約 850g/人/日 2000 年度比約 28.3%減 2007 年度比約 21.9%減
1 人 1 日当 たりの家庭系 ごみ排出量	約 654g/人/日	約 586g/人/日	約 507g/人/日	約 440g/人/日 2000 年度比約 32.7%減 2007 年度比約 24.9%減
事業系ごみ排 出量	約 1,799 万トン	約 1,509 万トン	約 1,299 万トン	約 1,100 万トン 2000 年度比約 38.9%減 2007 年度比約 27.1%減

※家庭系ごみとは、ごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、家庭から出されるごみ（生活系ごみ）から資源分別分を除いたもの。

### (2) 廃棄物処理施設整備計画（2018（平成 30）年 6 月改定）

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るためのものです。

図 2-5：廃棄物処理施設整備計画概要版（環境省）

廃棄物処理施設整備計画とは	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもの。</li> <li>● 2018年度～2022年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進。</li> </ul>	
廃棄物処理施設整備計画の構成	
<b>基本的理念</b>	(1) 基本原則に基づいた 3 R の推進 (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
<b>廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施</b>	<b>廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標</b>
(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 R の推進 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 (5) 災害対策の強化 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ごみのリサイクル率：21%→27%</li> <li>■ 一般廃棄物最終処分場の残余年数： 2017年度の水準（20年分）を維持</li> <li>■ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値： 19%→21%</li> <li>■ 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40%→46%</li> <li>■ 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53%→70%</li> <li>■ 合併処理浄化槽の基数割合：62%→76%</li> <li>■ 省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量： 5万t-CO<sub>2</sub>→12万t-CO<sub>2</sub></li> </ul>

### (3) 廃棄物処理基本方針（2016（平成 28）年 1 月変更）

正式名称は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で、廃棄物減量化と循環型社会形成の諸課題の解決を図るための目標等を定めたものです。2016（平成 28）年 1 月に、第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえた 2016（平成 28）年度以降の目標量等の設定、非常災害時に関する事項等の追加等の変更を行っています。

## 2 県の計画

### (1) 神奈川県循環型社会づくり計画（2017（平成 29）年 3 月改訂）

廃棄物処理法に基づく法定計画です。神奈川県では、循環型社会の実現に向けた取組を県民、事業者、市町村とともに具体的に進めていくために、2002(平成 14)年 3 月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、2012(平成 24)年 3 月に計画の改定を行い、名称を「神奈川県循環型社会づくり計画」と改め、基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を掲げました。2017(平成 30)年 3 月改訂では、2021(平成 33)年度までの目標や事業計画等を設定しています。

表 2-15：神奈川県循環型社会づくり計画の計画目標

計画目標	目標値
生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	2021(平成 33)年度 664 g/人・日
事業活動による廃棄物の県内 GDP（県内総生産）当たりの排出量	2021(平成 33)年度 53.6 トン/億円
一般廃棄物の再生利用率	2021(平成 33)年度 31%
製造業における産業廃棄物の再生利用率	2021(平成 33)年度 50%
不法投棄等残存量	前年度より減少

### (2) 神奈川県災害廃棄物処理計画（2017（平成 29）年 3 月策定）

廃棄物処理法の基本方針に基づく計画であるとともに、「神奈川県循環型社会づくり計画」及び「神奈川県地域防災計画」の災害廃棄物処理に関する計画であり、県と市町村の役割や発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

### (3) 神奈川県生活排水処理施設整備構想（2019（平成 31）年 1 月改訂）

公共用水域の汚濁負荷を軽減するため、生活排水処理施設の効果的かつ効率的な整備を推進し、生活排水処理率 100%を目指すものです。

県内の下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の整備の基本方針及び県内全域の生活排水処理施設整備の現状と目標を示し、市町村において生活排水処理施設の整備を進める上での指針的な役割を持ちます。また、県生活環境の保全等に関する条例において、生活排水処理に関する基本方針として位置付けられています。

県及び市町村は、次の事項に配慮しながら、積極的に取組を進めます。

- 地域特性に応じた効率的な整備促進
- 合併処理浄化槽への転換の促進
- 県民への広報・啓発
- 下水道や農業集落排水施設が整備された区域の早期接続の促進
- 生活排水処理施設の適正な維持管理

### 3 本町の計画

#### (1) 箱根町第6次総合計画基本構想・前期基本計画（2017（平成29）年3月策定）

将来人口の推計では、2016（平成28）年に11,969人であったものが、2021（令和3）年では11,000人に、2026（令和8）年では10,000人まで減少していくと想定されています。0～14歳の年少人口比率は8.0%から6.8%まで減少し、65歳以上の老年人口比率は35.8%から40.9%まで高まっています。長期的には、箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで設定した将来人口約7,200人に向けて人口減少抑制対策を進めていくこととしています。

土地利用の基本方針では、優れた自然環境及び風致景観の保全を優先とし、自然景観との調和を十分考慮しながら、生活環境の形成や観光振興を図るとしています。

図2-6：箱根町第6次総合計画基本構想の土地利用の基本方針

<b>人と自然の調和</b>
町内のほぼ全域が国立公園区域であることを踏まえ、自然と調和した土地利用の推進など、快適で豊かな町民生活と活力あふれる社会経済活動が安全に行われるよう、適正な土地利用を図ります。
<b>生活と観光の調和</b>
国際観光地である箱根として、風致景観の維持保全を図るとともに、都市的土地利用については、定住化を促進するために住宅環境の整備や商業系の土地利用を行うなど地域の特性に応じた土地利用について考慮し、町民と協働しながら計画的な土地利用を図ります。
<b>伝統と未来の調和</b>
日本屈指の観光地であり、1200年もの歴史を持つ温泉郷、「伝統」を感じることができるまちなみが本町の魅力でもあることから、将来にわたっても観光地としての魅力を維持向上させるため、自然や歴史資源と調和した景観の保全を図ります。

町の将来像は「やすらぎとおもてなしのあふれる町—箱根」です。

一般廃棄物処理に関わる施策としては、次のことを示しています。

#### ○生活環境の整備

浄化槽対策、環境美化の促進及び美観の保護

#### ○上下水道の整備

下水道の整備

#### ○循環型社会の形成

循環型社会の構築（一般廃棄物処理計画策定、3R推進、分別収集徹底、事業系ごみの自己搬出の徹底、ごみ処理手数料の適正化、事業者による資源化促進、剪定枝資源化の推進、再生可能エネルギーの研究）、ごみ処理施設・し尿処理施設の効率的活用

## (2) 箱根町環境基本計画（2012（平成24）年3月策定）

環境基本計画では、次のような基本施策を示しています。

### ○生活排水、事業所からの汚濁負荷の低減

公共下水道整備推進、下水道への接続指導、浄化槽・排水処理施設の管理

### ○箱根クリーン活動（美化運動）

多様な美化活動の推進、水路や住まい・施設周辺の自主的な清掃美化の促進

### ○ごみの散乱防止

ポイ捨てや路上歩行喫煙の防止と啓発、ごみの持ち帰り運動の推進

### ○不法投棄の未然防止

不法投棄に対する監視・パトロールと取り締まりの強化

### ○3Rの普及と推進

3R（ごみの減量化・再利用の推進）の普及と推進

### ○資源循環のしくみ、ごみ収集体制の検討

分別収集の徹底、資源化の推進

### ○廃棄物の適正処理

ごみ処理の適正化、広域処理等の検討、一般廃棄物処理基本計画の推進

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 計画の目指す方向

#### 1 基本理念

私たちは日々多くの資源を使い、大量の廃棄物を生み出しています。このことにより地球上の各地で、天然資源を採取するときには土地や生態系が荒らされ、自然界に排出された廃棄物が環境汚染や生態系破壊をもたらしています。また、天然資源には限りがあるため持続できなくなる可能性があり、廃棄物の焼却処理は地球温暖化の要因である温室効果ガスを増加させています。

地域においても、廃棄物の増加は、処理の安定性の低下や処理費用の増大、不法投棄などの問題につながるものです。

このような問題に対して、もの・資源を大切にし、繰り返し利用して廃棄を少なくする循環型社会をつくることが求められています。そのために私たちに課せられた身近な取り組みは、廃棄物の排出そのものをできる限り減らすこと（排出抑制：リデュース（Reduce））、次いで、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うこと（再使用：リユース（Reuse））、最後に、繰り返し使えないものは、資源として活用すること（再生利用：リサイクル（Recycle））の「3R」です。

併せて、資源とならなかった廃棄物を適切に処理することや、環境美化の推進も不可欠です。

さらには「環境先進観光地・箱根」の実現に向け、地球温暖化防止を推進するため循環型社会をつくる必要があります。

このことから、

**「美しい地域、健全な資源利用を実現する、循環型社会」**

を本計画の基本理念とします。

## 2 基本方針

循環型社会形成に向けて、本計画の基本方針を次のように定めます。

### 基本方針 1 排出抑制を最優先とした3Rの推進

無駄の多い、非効率的な消費・生産を抑える「排出抑制：リデュース (Reduce)」を最も優先すべきこととしつつ、「再使用：リユース (Reuse)」「再生利用：リサイクル (Recycle)」を合わせて、3Rを推進します。特に目指すことは次のとおりです。

- ごみ排出量や最終処分量を減らし、資源化率を向上させること。
- ごみ処理の状況についての的確に把握し、町民・事業者と情報を共有すること。

### 基本方針 2 適正処理・処分の推進

3Rの後に残されるごみについて、法令遵守、公害防止など、適正な処理・処分を図ります。特に目指すことは次のとおりです。

- ごみ処理において、生活環境を悪化させないこと。
- 災害廃棄物処理の体制を構築すること。

### 基本方針 3 ごみ出しの適正化

ごみ出しが適正に行われるよう、町民・事業者に対して責務及び排出方法の周知徹底、町民・事業者との連携強化を図ります。特に目指すことは次のとおりです。

- ごみ出しや3Rについての意識が向上すること。
- 不法投棄等の不適正行為が減少すること。

### 基本方針 4 効率的な処理の推進

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の効率、費用対効果を高め、人口減少、少子高齢化の進行にも対応できるよう図ります。また、このことに寄与するごみ処理広域化の推進を図るよう、検討、協議を進めます。特に目指すことは次のとおりです。

- ごみ処理の費用対効果を高めること。
- 人口減少、少子高齢化の進行への的確な対応を進展させること。
- ごみ処理広域化を進展させること。

### 基本方針 5 「環境先進観光地・箱根」実現に向けた廃棄物処理の推進

環境観光都市宣言を踏まえ、町を訪れる人や観光事業者などに対して、地域をきれいに保つ美化や、排出抑制への協力、適正なごみ排出行動などを働きかけるとともに、地球温暖化防止に寄与する廃棄物処理体制の構築に努めます。特に目指すことは次のとおりです。

- 観光客が排出するごみへの的確な対応を進展させること。

### 3 ごみ処理施設整備に係る基本方針

効率的で安定したごみ処理に向けて、小田原市・足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）によるごみ処理広域化の方針に沿って、処理施設の整備を進めます。

具体的には、本町のごみ焼却施設を廃止し、本町の燃せるごみを湯河原町真鶴町衛生組合に持ち込むための中継施設に改修することで、足柄下郡系統を統一し、ごみ処理体制の円滑な運用を図ります。湯河原町真鶴町衛生組合では、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事等により処理能力の向上や省エネルギー化を図ります。

なお、焼却施設を除いた粗大ごみ処理施設等現有施設については適正に維持管理を行い、引き続き使用していきます。

### 4 計画目標

#### (1) 計画目標の基本的な考え方

計画目標設定の基本的な考え方は次のとおりです。

- ① 基準年次は 2017（平成 29）年度、目標年次は 2028（令和 10）年度とする。
- ② 人口は、2016（平成 28）年策定の箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき、2017（平成 29）年度の 11,786 人から、2028（令和 10）年度に 10,406 人への減少を見込む。（第 2 章第 1 節 3（1）人口の推移と目標を参照）。
- ③ 観光入込客数は、箱根町観光戦略目標（KPI）に基づき、2017（平成 29）年度の 21,520,000 人から 2020（令和 2）年度に 21,597,000 人まで増加した後に減少に転じて、2028（令和 10）年度に 21,449,000 人を見込む。（第 2 章第 1 節 4（2）観光人口の推移と目標を参照）。
- ④ 国の第四次循環型社会形成推進基本計画において示された指標を踏まえたうえで、本町の实情に沿った目標数値を定める。
- ⑤ 本町の人口減と高齢化、観光に起因する事業系ごみの多さ、観光客へのサービスの重要性などの实情を考慮する。
- ⑥ 発生抑制と資源化への移行により減量を想定する。

#### (2) 計画目標

本町の委託収集では、ごみの約 97%を燃せるごみが占めていることから、燃せるごみの排出抑制と分別強化を柱として減量化を図ります。国の第四次循環型社会形成推進基本計画において、生活系ごみから資源分別分を除いた家庭系ごみの国民 1 人 1 日あたり排出量について 2007（平成 19）年度から年平均約 1.38%削減の水準であることを踏まえ、家庭系ごみの町民 1 人 1 日あたり排出量と、委託収集事業系ごみ（少量排出事業者に該当）の観光入込客 1 人あたり排出量について、基準年次（2017（平成 29）年度）から年平均約 1.38%削減を基本として削減目標を定めます。

また、本町では観光振興のために観光客のごみを受け入れる必要があり、事業系ごみのほとんどが観光に起因するものとなっています。このような地域の特性と、国が事業系食品ロスの削減目標設定を予定している（第四次循環型社会形成推進基本計画より）ことを踏まえて、特に許可収集における燃せるごみのうち厨芥類（生ごみ）の排出抑制と分別強化を柱として削減を図り、観光入込客 1 人あたりで基準年次（2017（平成 29）年度）から約 20%（年平均約 1.8%）の削減を想定します。また、その他の部分（可燃物、不燃物等）については観光入込客数に比例する推移を想定します。



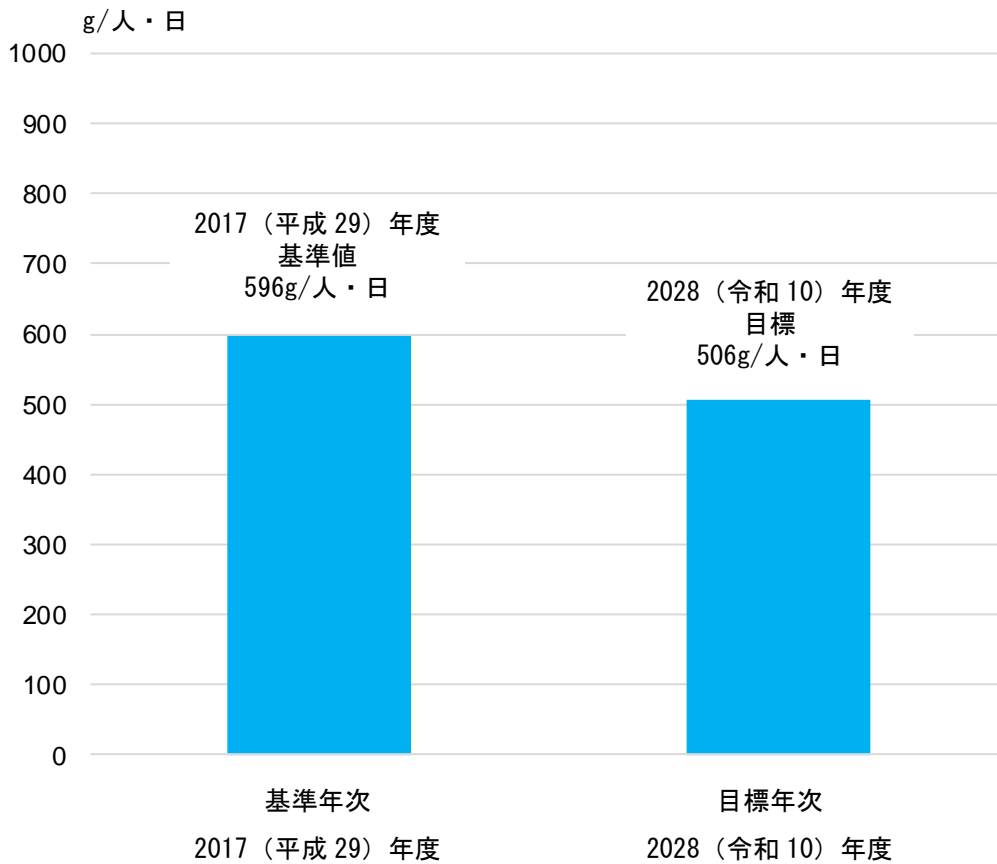
なお、事業系ごみ排出量の推計方法の改訂により、許可収集において直接資源化されている古紙、食品残渣を算入しているため、2017（平成 29）年度の事業系ごみ排出量は、従来の方法による実績（以降、実績という）と異なり、新たな推計値（以降、基準値という）となります。（第 3 章 第 2 節 2（4）2017（平成 29）年度以降の算出方法の改訂を参照）

以上から、本計画の最終年次となる 2028（令和 10）年度に向けて、具体的な目標を次のとおりに定めます。

町民の 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量		
2017（平成 29）年度 基準値 596g/人・日	⇒ 2028（令和 10）年度 目標 506g/人・日	2017（平成 29）年度比 約 15%（90g）削減

図 3-1：家庭系ごみの計画目標

なお、削減量についての詳しい内容は巻末参考資料の「資料 3 推計方法」に、目標達成までの経過の見込みは本章の「第 3 節 ごみ排出量の見込み」に、それぞれ記載しています。



事業系ごみ排出量

2017（平成 29）年度  
基準値  
15,075 トン/年

うち許可収集  
燃せるごみ  
8,736 トン/年  
※厨芥類  
4,369 トン/年

※その他  
4,367 トン/年

⇒ 2028（令和 10）年度  
目標  
13,201 トン/年

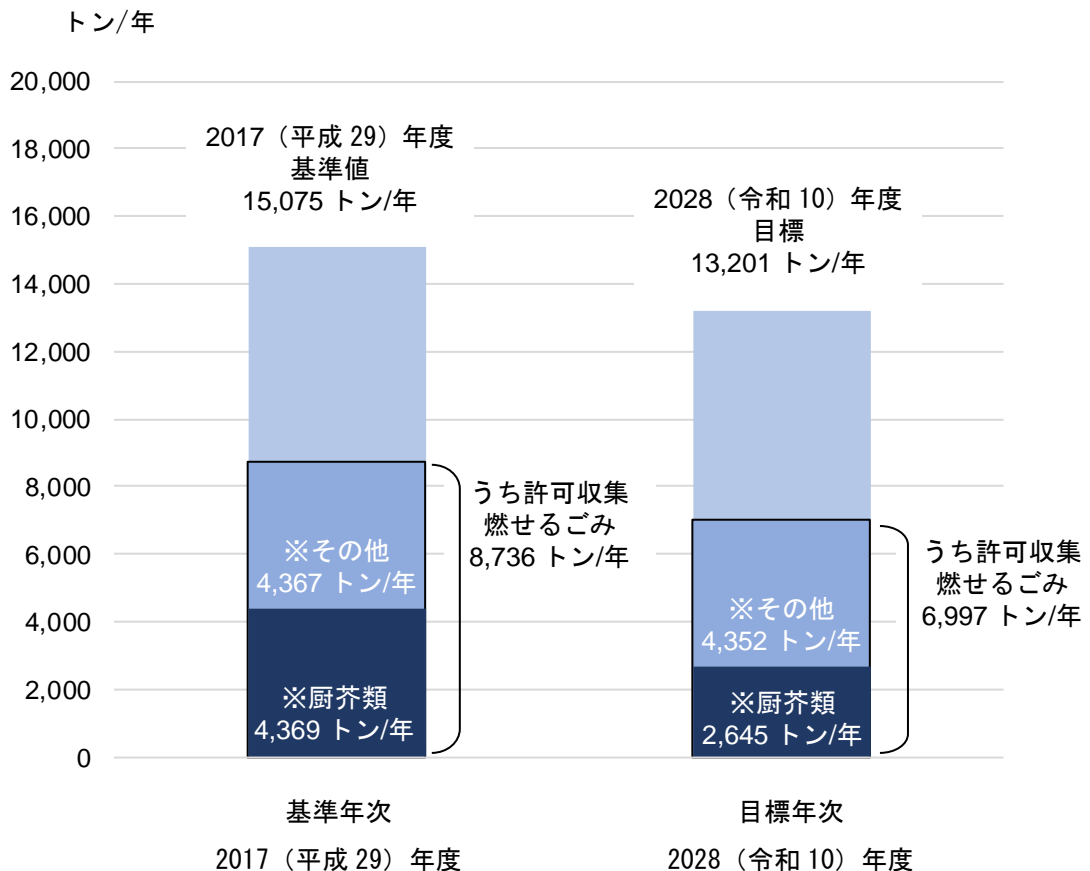
うち許可収集燃せるごみ  
2017（平成 29）年度比約 19.9%（1,739 トン）削減  
6,997 トン/年  
※厨芥類

2017（平成 29）年度比約 39.5%（1,724 トン）削減  
2,645 トン/年

※その他  
2017（平成 29）年度比約 0.3%（15 トン）削減  
4,352 トン/年

2017（平成 29）年度比  
約 12.4%（1,874 トン）削減

図 3-2：事業系ごみの計画目標



なお、削減量についての詳しい内容は巻末参考資料の「資料 3 推計方法」に、目標達成までの経過の見込みは本章の「第 3 節 ごみ排出量の見込み」に、それぞれ記載しています。

## 第2節 本町におけるごみ処理の現状

### 1 ごみ処理体制及びごみ処理の流れ

#### (1) ごみの分別区分

本町のごみの分別は4分類17品目です。なお、小型家電は町内5か所で拠点回収を行っています。

表 3-1：ごみの分別区分

分類	品目	主な内容
可燃物	燃せるごみ	資源にできない紙、革・ゴム製品、プラスチック類（容器包装プラスチックでないもの）、生ごみ、小枝・板くず、草・葉、等
不燃物	その他	せともの、ガラス製品、金属類、細かな金属、金属複合物、電気製品、等
資源	カン	飲料用のカン、缶詰のカン、食品用のカン、一斗缶、等
	ビン	飲料用のビン、一升ビン、調味料等のビン、化粧品のビン、等
	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター、等
	蛍光灯・電球	蛍光灯、電球（LEDを含む）
	乾電池	乾電池
	ペットボトル	PETボトルの識別マークがあるもの
	容器包装プラスチック	プラスチック製容器包装の識別マークがあるもの（トレイ、カップ、ボトル、チューブ、放送、パック、キャップ・ラベル、梱包材、等）
	新聞紙	
	ダンボール	
	雑紙	雑誌、書籍、カタログ、パンフレット、等
	紙パック	
	布類	シャツ類、シーツ、タオル、等
	その他紙	メモ紙、トイレットペーパーの芯、細かい紙類、等
	使用済食用油	使用済みの食用油
粗大ごみ	粗大ごみ	一辺の長さが50cmを超えるもの
小型家電 (拠点回収)	小型家電	コード、電池で動く小型の家電製品（スマートフォン、デジタルカメラ、電卓、TV等リモコン、電源アダプター、等）

#### (2) ごみ処理体制

本町のごみ処理体制は次のとおりです。

表 3-2：ごみ処理体制

区分	施設	処理主体	運営・管理
収集・運搬	—	本町	委託業者 許可業者
中間処理	環境センター第1プラント（ごみ焼却施設）	本町	直営 一部委託業者
	環境センター第1プラント（粗大ごみ処理施設）	本町	委託業者
	民間施設	民間	民間業者
最終処分	第2一般廃棄物最終処分場	本町	直営 一部委託業者

### (3) ごみ処理の流れ

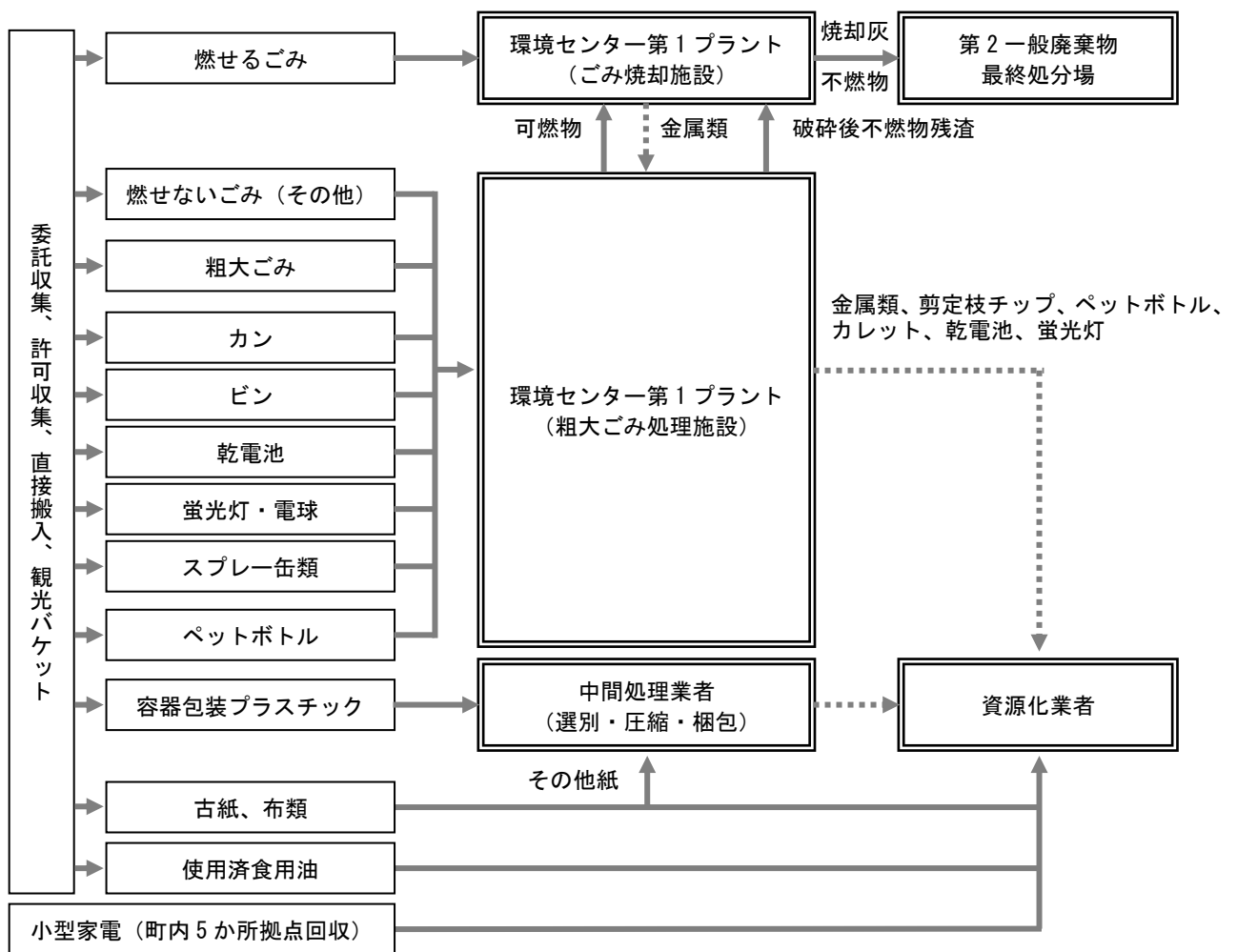
本町のごみ処理体制は次のとおりです。

環境センター第1プラントごみ焼却施設（以下「ごみ焼却施設」という）において、燃せるごみや環境センター清掃第1プラント粗大ごみ処理施設（以下「粗大ごみ処理施設」という）から発生する破砕、選別後の可燃物を焼却し、焼却灰等（飛灰・不燃物）は本町の第2一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という）で処分します。また、し尿処理施設においてし尿・浄化槽汚泥の中間処理で発生するし尿残渣も、町関係の燃せるごみとして焼却処理します。

また、粗大ごみ処理施設において、燃せないごみ（その他）、粗大ごみ、カン、スプレー缶類は、破砕・選別処理、ビン、乾電池、蛍光灯・電球は手選別処理、ペットボトルは選別・圧縮等の中間処理を行い、それぞれ保管したのち資源化業者へ引き渡し資源化します。なお、資源化不適物は、ごみ焼却施設で焼却処理します。

容器包装プラスチック、その他紙は、中間処理業者において選別・圧縮・梱包等の中間処理を行い、資源化業者へ引き渡し資源化します。古紙・布類（その他紙を除く）、使用済食用油、小型家電は、資源化業者で資源化します。

図 3-3：ごみ処理の流れ



## 2 ごみ処理の実績

### (1) 品目別の排出量

ごみ総排出量は年ごとの波がありながらも減少傾向にあり、直近の2017（平成29）年度（従来の推計方法による実績）は2007（平成19）年度に比べて約15%減となっています。

表3-4：ごみ排出量の実績（ごみ種別）

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
人口(人)	13,788	13,540	13,500	13,853	13,577	13,417	13,298	13,137	11,786	11,578	11,786
総排出量	20,111	19,366	18,886	18,073	17,306	17,848	18,067	18,036	16,307	17,140	17,081
1人1日当たり総排出量(g/人/日)	4,097	4,018	3,930	3,665	3,580	3,737	3,816	3,857	3,886	4,158	4,071
環境センター搬入量	19,839	19,087	18,624	17,470	16,739	17,350	17,590	17,569	15,885	16,729	16,657
燃せるごみ	17,109	16,618	16,257	15,141	14,566	15,031	15,326	15,400	13,913	14,662	14,290
燃せないごみ (不燃物)	146	141	147	149	146	122	119	119	111	110	111
粗大ごみ	1,293	1,173	1,148	1,048	926	1,127	1,037	924	866	924	1,180
燃せないごみ (資源)	1,253	1,117	1,038	1,085	1,059	1,026	1,069	1,087	960	997	1,040
ペットボトル	38	38	34	44	41	42	38	38	34	35	35
容器包装プラスチック (許可+直接持込)	—	—	—	3	1	2	1	1	1	1	1
直接資源化量	272	279	262	603	567	498	477	467	421	411	424
古紙・布類	258	267	250	485	471	425	401	404	356	343	352
容器包装プラスチック	—	—	—	105	85	61	64	51	54	57	60
使用済み食用油	14	12	12	13	11	12	12	12	11	11	12

※2017（平成29）年度は、従来の推計方法による実績である。

表3-5：燃せないごみの内訳

単位：トン/年

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
燃せないごみ	1,399	1,258	1,185	1,234	1,205	1,148	1,188	1,206	1,071	1,107	1,151
カン	637	502	460	441	441	471	542	531	503	514	512
ビン	606	607	570	632	606	546	519	549	450	476	521
乾電池	6	5	5	5	5	4	4	3	4	3	3
蛍光灯類	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
その他(不燃物)	146	141	147	149	146	122	119	119	111	110	111
スプレー缶類	—	—	—	4	4	2	2	2	1	2	2

※2017（平成29）年度は、従来の推計方法による実績である。

表3-6：古紙・布類の内訳

単位：トン/年

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
古紙・布類	258	267	250	485	471	425	401	404	356	343	352
新聞紙	101	105	97	158	149	135	128	118	106	95	86
雑誌	72	73	67	104	110	82	74	81	71	69	64
ダンボール	82	87	84	130	123	123	118	127	113	112	129
布類	3	2	1	11	7	5	5	4	4	3	4
紙パック	0.5	0.2	0.7	2	2	2	2	2	1	1	1
その他紙	—	—	—	80	80	78	74	72	61	63	68

※2017（平成29）年度は、従来の推計方法による実績である。

図 3-4 : ごみ総排出量の実績

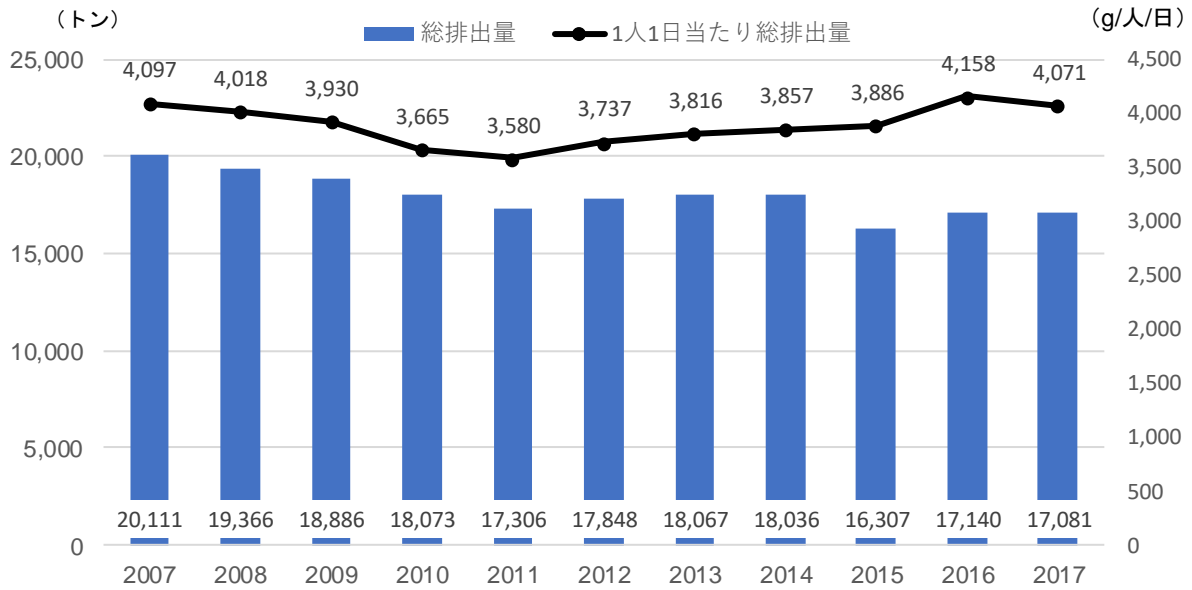
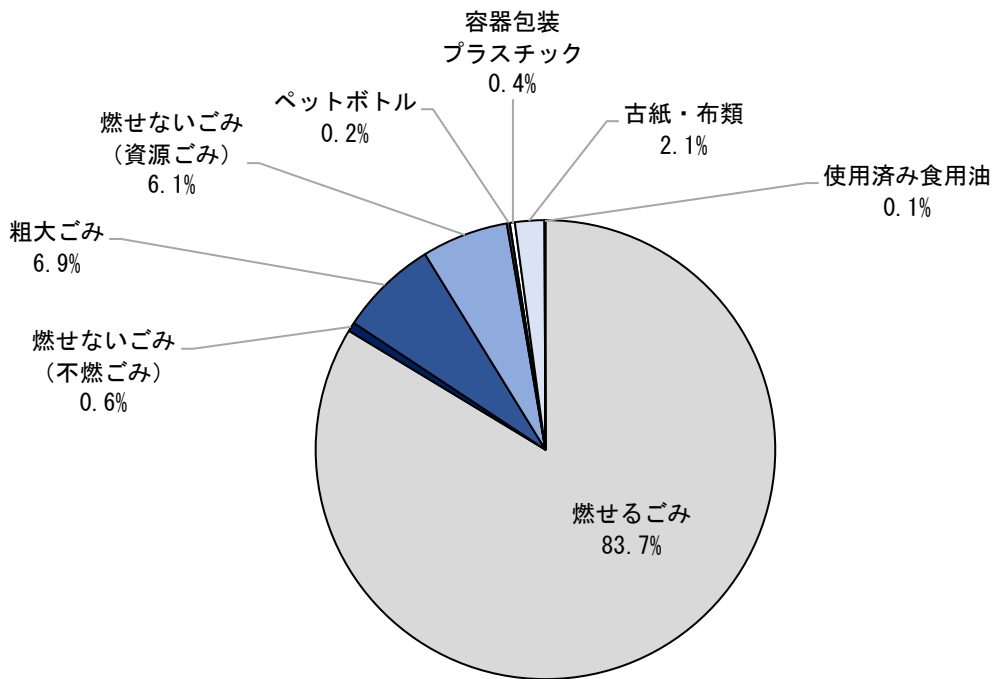


図 3-5 : 品目別の割合 (2017 (平成 29) 年度)



**(2) 収集主体別の排出量**

収集主体別の排出量の実績は次のとおりです。2017 (平成 29) 年 4 月に一般廃棄物の収集体制の見直しを行い、事業系ごみについて原則として自己搬出によることとしたことにより、委託収集の燃せるごみが大幅に減少し、許可収集の燃せるごみが増加しました。

表 3-7：ごみ排出量の実績（収集主体別）

単位：トン/年

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
総排出量	20,111	19,366	18,886	18,073	17,306	17,848	18,067	18,036	16,307	17,140	17,081
委託収集量	8,782	8,263	7,909	7,251	7,170	7,139	7,263	7,396	6,869	6,913	4,429
燃せるごみ	7,899	7,380	7,056	6,033	6,012	6,166	6,341	6,476	6,025	6,085	3,611
燃せないごみ (不燃物)	142	138	145	146	143	102	96	100	95	91	93
粗大ごみ	8	9	8	10	10	8	9	9	10	9	9
燃せないごみ (資源)	429	422	407	417	398	325	303	307	285	283	258
古紙・布類	258	267	250	485	471	425	401	404	356	343	352
ペットボトル	32	35	31	42	40	40	37	37	33	34	34
容器包装プラスチック	—	—	—	105	85	61	64	51	54	57	60
使用済み食用油	14	12	12	13	11	12	12	12	11	11	12
許可収集量	7,755	7,553	7,444	7,483	6,886	7,340	7,295	7,369	6,410	7,099	9,698
燃せるごみ	6,863	6,772	6,729	6,714	6,180	6,567	6,447	6,479	5,635	6,260	8,736
燃せないごみ (不燃物)	781	671	606	649	639	20	23	19	16	19	18
粗大ごみ	105	107	106	115	65	84	95	118	109	126	182
燃せないごみ (カン、ビン)	—	—	—	—	—	665	728	751	648	692	760
ペットボトル	6	3	3	2	1	2	1	1	1	1	1
容器包装プラスチック	—	—	—	3	1	2	1	1	1	1	1
直接搬入 直接持込量	2,619	2,639	2,681	2,497	2,500	2,549	2,566	2,548	2,373	2,461	2,212
燃せるごみ	1,593	1,733	1,758	1,679	1,755	1,685	1,736	1,824	1,707	1,747	1,268
燃せないごみ (カン、ビン)	22	16	17	14	15	17	22	23	21	14	14
粗大ごみ	1,004	890	906	804	730	847	808	701	645	700	930
ペットボトル	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入 町関係排出量	887	860	802	798	707	778	906	691	622	633	727
燃せるごみ	711	693	674	678	585	588	780	594	519	543	667
燃せないごみ (カン、ビン)	0.24	0.03	0.10	1	1	2	1	1	1	1	1
粗大ごみ	176	167	128	119	121	188	125	96	102	89	59
観光バケット収集量	68	51	50	44	43	42	37	32	33	34	15
燃せるごみ	43	40	40	37	34	25	22	27	27	27	8
燃せないごみ：カン	25	11	10	7	9	17	15	5	6	7	7

※2017（平成 29）年度は、従来の推計方法による実績である。

※町関係とは町の施設から排出されるもので、町関係燃せるごみにはし尿処理施設からのし尿残渣が含まれる。

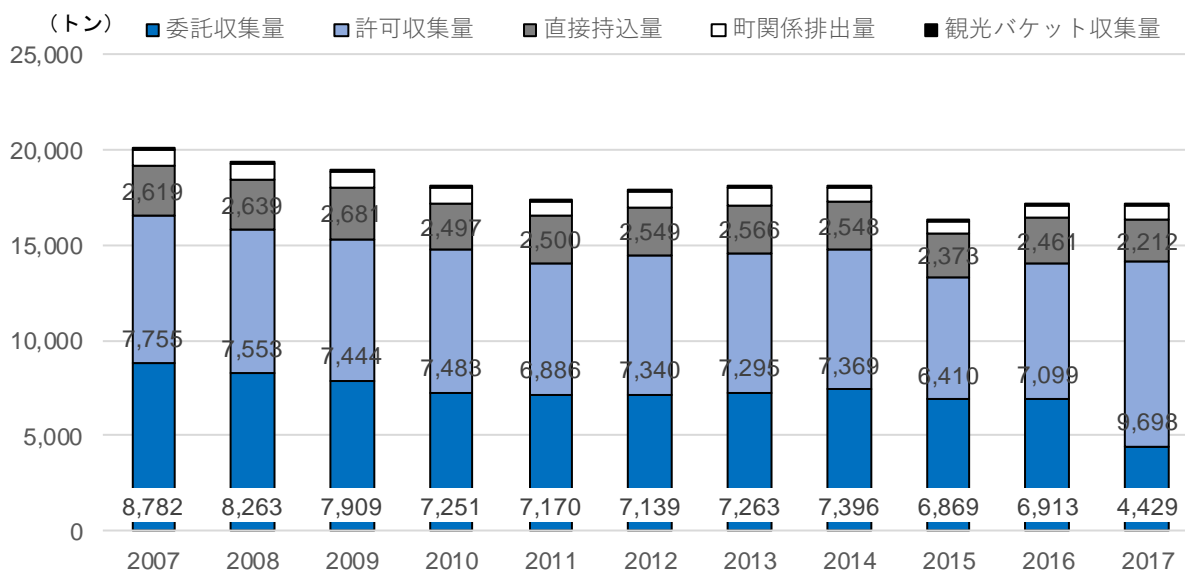
表 3-8：燃せないごみの内訳

単位：トン/年

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
委託収集 燃せないごみ	571	560	552	563	541	427	399	407	380	374	351
カン	176	172	166	157	140	128	123	136	126	125	112
ビン	244	242	233	248	246	189	172	164	151	151	139
乾電池	6	5	5	5	5	4	4	3	4	3	3
蛍光灯類	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
その他(不燃物)	142	138	145	146	143	102	96	100	95	91	93
スプレー缶類	—	—	—	4	4	2	2	2	2	2	2
許可収集 燃せないごみ	781	671	606	649	639	685	751	770	664	711	778
カン	—	—	—	—	—	318	389	376	358	379	389
ビン	—	—	—	—	—	347	339	375	290	313	371
その他(不燃物)	—	—	—	—	—	20	23	19	16	19	18

※2017（平成 29）年度は、従来の推計方法による実績である。

図 3-6：収集主体別のごみ排出量の実績



※2017（平成 29）年度は、従来の推計方法による実績である。



### (3) 資源化と最終処分の実績

資源化と最終処分の実績は次のとおりです。ごみ総排出量の減少に伴い、中間処理の焼却処理量や破砕選別処理量、資源回収量も減少しています。資源化率は、2010（平成 22）年度に容器包装プラスチックや古紙・布類のその他紙について分別収集を開始したことから一時的に上がったものの、近年は 2007（平成 19）年度水準に戻っています。

2017（平成 29）年 11 月から、粗大ごみで排出された剪定枝の一部について、破砕選別処理によりチップ化することで、資源回収を行っています。

なお、2017（平成 29）年度は従来の推計方法による実績です。

表 3-9：資源化及び最終処分の実績

単位：トン/年

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
総排出量	20,111	19,366	18,886	18,073	17,306	17,848	18,067	18,036	16,307	17,140	17,081
焼却処理量	18,942	18,213	17,813	16,621	16,037	16,683	16,872	16,924	15,280	16,112	16,065
搬入ごみ	17,109	16,618	16,257	15,141	14,566	15,031	15,326	15,400	13,913	14,662	14,290
破砕選別残渣	1,833	1,595	1,556	1,480	1,471	1,652	1,546	1,524	1,367	1,450	1,775
最終処分量	2,621	2,365	2,227	2,436	2,024	2,122	2,192	2,181	1,789	2,021	1,957
焼却灰	1,654	1,568	1,462	1,659	1,167	1,269	1,283	1,221	996	1,149	1,059
不燃物残渣	966	797	763	777	857	853	908	960	793	872	898
最終処分率	13.0%	12.2%	11.8%	13.5%	11.7%	11.9%	12.1%	12.1%	11.0%	11.8%	11.5%
破砕・選別処理量	2,730	2,469	2,367	2,329	2,173	2,319	2,264	2,170	1,972	2,066	2,367
資源回収量	897	875	812	849	702	667	718	646	605	616	592
選別残渣量	1,833	1,595	1,556	1,480	1,471	1,652	1,546	1,524	1,367	1,450	1,775
直接資源化量	272	279	262	603	567	498	477	467	421	411	424
古紙・布類	258	267	250	485	471	425	401	404	356	343	352
容器包装プラスチック	—	—	—	105	85	61	64	51	54	57	60
使用済食用油	14	12	12	13	11	12	12	12	11	11	12
資源化量計	1,169	1,153	1,073	1,452	1,268	1,165	1,195	1,113	1,026	1,027	1,016
資源化率	5.8%	6.0%	5.7%	8.0%	7.3%	6.5%	6.6%	6.2%	6.3%	6.0%	5.9%

※資源化量計＝資源回収量＋直接資源化量

※資源化率＝資源化量計÷総排出量

※2017（平成 29）年度は、従来の推計方法による実績である。

表 3-10：破砕選別処理における資源回収の実績

単位：トン/年

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
資源回収量	897	875	812	849	702	667	718	646	605	616	592
鉄分	382	334	337	327	298	265	283	248	249	262	266
アルミ	62	53	56	60	60	62	57	48	56	59	58
白カレット	141	160	143	131	108	88	106	90	67	78	64
茶カレット	111	111	84	110	83	83	95	86	72	70	73
混合カレット	158	173	148	162	110	128	132	133	125	113	99
ペットボトル	32	29	32	38	30	29	33	29	26	26	22
乾電池	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4
タイヤ	1	5	4	8	3	1	3	3	2	1	0
バッテリー	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	—
蛍光灯	3	3	3	4	4	3	3	3	2	2	1
容器包装プラスチック	—	—	—	3	1	2	1	1	1	2	2
剪定枝チップ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3

※剪定枝チップの回収量は 2017（平成 29）年 11 月から 2018（平成 30）年 3 月までの 6 か月の合計である。

※2017（平成 29）年度は、従来の推計方法による実績である。

#### (4) 2017（平成 29）年度以降の推計方法の改訂

2017（平成 29）年度以降のごみの排出量について、次の方針により推計方法を改訂します。

- 許可収集において直接資源化されている古紙、食品残渣について、従来は算入していなかったが、実状を反映するために新たに算入する。
- このことにより、資源化量、資源化率がより実状に近づくとともに、大幅に改善する。
- 委託収集の少量排出事業者登録数にもとづき、排出者別（事業系、生活系）の推計を行う。

改訂した推計方法による 2017（平成 29）年度の数値を基準値と称します。

##### ① 許可収集量及び品目別排出量の改訂

許可収集について、直接資源化されている古紙、食品残渣を新規に算入し、許可収集量を改訂しました。

このことにより、総排出量、1人1日当たり総排出量と、ごみ種別における直接資源化量の関連部分を改訂しました。

表 3-11：2017（平成 29）年度ごみ排出量の改訂

単位：トン/年

(収集主体別)			(総排出量)		
委託収集量	(従来)	4,429	総排出量	(改訂)	18,140
許可収集量	(改訂)	10,757	1人1日当たり総排出量(g/人/日)	(改訂)	4,217
燃せるごみ	(従来)	8,736	(ごみ種別)		
燃せないごみ(不燃物)	(従来)	18	環境センター搬入量	(従来)	16,657
粗大ごみ	(従来)	182	直接資源化量	(改訂)	1,483
燃せないごみ(カン、ビン)	(従来)	760	古紙・布類	(改訂)	1,326
古紙	(新規)	974	容器包装プラスチック	(従来)	60
ペットボトル	(従来)	1	使用済み食用油	(従来)	12
容器包装プラスチック	(従来)	1	食品残渣	(新規)	85
食品残渣	(新規)	85	(古紙・布類の内訳)		
直接持込量	(従来)	2,212	古紙・布類	(改訂)	1,326
町関係排出量	(従来)	727	新聞紙	(従来)	86
観光パケット収集量	(従来)	15	雑誌	(従来)	64
			ダンボール	(従来)	129
			布類	(従来)	4
			紙パック	(従来)	1
			その他紙	(従来)	68
			許可収集分	(新規)	974

##### ② 資源化量、資源化率、最終処分率の改訂

許可収集において直接資源化されている古紙、食品残渣を算入したことにとともに、資源化量、資源化率、最終処分率を改訂しました。

表 3-12：2017（平成 29）年度資源化及び最終処分の実績の改訂

単位：トン/年

焼却処理量	(従来)	16,065	直接資源化量	(改訂)	1,483
最終処分量	(従来)	1,957	古紙・布類	(改訂)	1,326
最終処分率	(改訂)	10.8%	容器包装プラスチック	(従来)	60
破碎・選別処理量	(従来)	2,367	使用済み食用油	(従来)	12
資源回収量	(従来)	592	食品残渣	(新規)	85
選別残渣量	(従来)	1,775	資源化量計	(改訂)	2,075
			資源化率	(改訂)	11.4%

※資源化量計＝資源回収量＋直接資源化量

※資源化率＝資源化量計÷総排出量

### ③ 排出者別の排出量の推計

改訂した推計方法による 2017（平成 29）年度の排出者別の排出量は次のとおりです。許可収集において直接資源化されている古紙、食品残渣を算入しています。

2017（平成 29）年 4 月から、委託収集における事業系燃せるごみは、登録された少量排出事業者に限定されました。そのことから 2017（平成 29）年度以降は、少量排出事業者の登録数から委託収集における事業系燃せるごみ排出量を推計します。さらに、燃せるごみの生活系と事業系の比率にもとづいて、委託収集における燃せないごみ、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチックを生活系と事業系に区分し、排出者別の排出量を推計することとします。

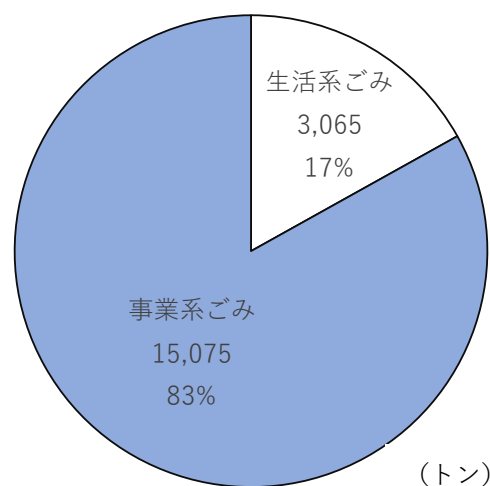
表 3-13：2017（平成 29）年度ごみ排出量の推計（排出者別）

単位：トン/年	
年度	2017 (H29)
生活系ごみ排出量	3,065
燃せるごみ	2,492
燃せないごみ（不燃物）	64
粗大ごみ	9
燃せないごみ（資源）	180
古紙・布類	243
ペットボトル	23
容器包装プラスチック	41
使用済み食用油	12
町民 1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量 (g/人/日)	712
家庭系ごみ排出量	2,565
町民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人/日)	596
事業系ごみ排出量	15,075
燃せるごみ	11,798
燃せないごみ（不燃物）	47
粗大ごみ	1,171
燃せないごみ（資源）	860
古紙・布類	1,083
ペットボトル	12
容器包装プラスチック	20
食品残渣	85

表 3-14：2017（平成 29）年度少量排出事業者の推計

少量排出事業者登録数（年度末）	717 件
年間週数	52 週
週当たり収集日数	3 日
1 事業者 1 日当たり排出上限	10kg
少量排出事業者燃せるごみ排出量	1,119 トン
委託収集事業系ごみ排出量	1,364 トン

図 3-7：2017（平成 29）年度ごみ排出量（排出者別）



生活系ごみ排出量 = 委託収集 - 委託収集事業系ごみ

事業系ごみ排出量 = 委託収集事業系ごみ + 許可収集 + 直接持込 + 町関係 + 観光バケット排出量

※家庭から出されるごみを生活系ごみという。本町では、委託収集のごみ（燃せるごみ、燃せないごみ、粗大ごみ、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチック）のうち、事業者から出されるごみを除いたものと、小型家電、使用済み食用油が該当する。

※家庭系ごみとは、ごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、家庭から出されるごみ（生活系ごみ）から資源分別分を除いたもの。本町では、委託収集の燃せるごみ、燃せないごみ（カン、ビン、スプレー缶類、蛍光灯・電球、乾電池を除くその他）、粗大ごみのうち、事業者から出される分を除いたものが該当する。

※生活系ごみの他を事業系ごみという。本町では、委託収集のうち事業者から出されるごみ、許可収集、直接搬入（直接持込、町関係）、観光バケットが該当する。

※燃せないごみのうち、資源とは分別品目のカン、ビン、スプレー缶類、蛍光灯・電球、乾電池が該当し、不燃物とは分別品目のその他が該当する。

※これらは改訂した推計方法による基準値である。

### (5) 生ごみ処理機の購入補助

本町は、燃せるごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機器の購入費の一部補助を行っています。対象者は、町内に住所を有し、かつ、居住している方または町内に事業所を有している者です。対象機器は、簡易型（コンポスター等）と自動式（バイオ型、乾燥型等）で、前者は1991（平成3）年度から、後者は1998（平成10）年度から、補助制度を開始しました。

また、2017（平成29）年度からは、業務用生ごみ処理機器についても購入費の一部補助を行っています。

表 3-15：生ごみ処理機の購入補助の実績

年度	家庭用		業務用		合計	
	台数（基）	補助金額（円）	台数（基）	補助金額（円）	台数（基）	補助金額（円）
1991～2007 (H3～H19) 累計	130	1,537,250	0	0	130	1,537,250
2008(H20)	4	104,200	0	0	4	104,200
2009(H21)	2	60,000	0	0	2	60,000
2010(H22)	7	178,920	0	0	7	178,920
2011(H23)	1	27,980	0	0	1	27,980
2012(H24)	6	92,310	0	0	6	92,310
2013(H25)	5	89,570	0	0	5	89,570
2014(H26)	0	0	0	0	0	0
2015(H27)	5	57,475	0	0	5	57,475
2016(H28)	0	0	0	0	0	0
2017(H29)	3	59,450	2	2,000,000	5	2,059,450
合計	163	2,207,155	2	2,000,000	165	4,207,155

### (6) ごみの組成

搬入される燃せるごみのうち、半分近くが水分となっています。また、水分を除いたものうち、紙類が最も多く、続いて合成樹脂類（プラスチック、ビニール等）、木・ワラ類が多く含まれており、さらなる資源化の可能性が見られます。

表 3-16：燃せるごみの組成

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	
組成 分析値	紙類	41.4%	46.8%	43.7%	42.8%	41.5%	43.3%	43.0%	33.5%	43.0%	43.0%	38.2%
	合成樹脂類	17.4%	16.3%	20.2%	23.1%	21.5%	22.9%	22.6%	20.8%	25.0%	25.0%	27.2%
	木・ワラ類	20.7%	19.9%	16.5%	15.1%	14.9%	12.0%	14.6%	32.8%	18.7%	18.6%	16.7%
	厨芥類	7.2%	9.1%	11.6%	5.3%	14.4%	13.9%	9.9%	6.1%	5.1%	5.1%	3.4%
	不燃物	6.3%	3.5%	4.0%	6.4%	4.1%	2.8%	4.8%	1.6%	2.9%	3.0%	4.5%
その他	7.0%	4.4%	4.0%	6.7%	3.6%	5.1%	5.2%	5.2%	5.3%	5.3%	10.0%	
三成分	水分	53.6%	52.6%	45.6%	53.2%	52.2%	53.2%	43.7%	45.1%	44.3%	48.1%	41.3%
	灰分	7.2%	5.4%	6.2%	7.4%	5.6%	4.6%	7.6%	5.8%	6.1%	10.9%	8.9%
	可燃	39.2%	42.0%	48.2%	39.4%	42.2%	42.2%	48.7%	49.1%	49.6%	41.0%	49.8%
単位体積重量 (kg/m <sup>3</sup> )	207	222	180	195	197	195	200	207	191	175	142	

本町では、排出段階における燃せるごみの状況を把握するため、2018（平成30）年9月と10月の計2回、サンプル調査を行いました。その結果は次のとおりです。許可収集では、委託収集に比べて可燃物の割合が高くなっており、中でも厨芥類が半分近くとなっています。逆に委託収集では、許可収集に比べてプラスチック類の割合が高くなっています。

表 3-17：箱根町による燃せるごみ質調査の結果（2018（平成30）年9月及び10月の計2回の合計）

収集主体	大分類	比率	細分類	比率
委託収集	可燃物	62.4%	厨芥類	33.6%
			手つかずの食品	2.8%
			草木	10.9%
			革・ゴム製品等	0.5%
			その他可燃物	14.6%
	紙類	12.7%	紙類	12.7%
	プラスチック類	22.5%	容器プラスチック	17.7%
			ペットボトル	3.0%
			その他プラスチック	1.8%
	繊維類	2.0%	古布類	2.0%
不燃物	0.4%	金属類、ガラス類、危険物	0.4%	
許可収集	可燃物	80.7%	厨芥類	46.3%
			手つかずの食品	4.1%
			草木	8.5%
			革・ゴム製品等	0.0%
			その他可燃物	21.8%
	紙類	6.4%	紙類	6.4%
	プラスチック類	9.8%	容器プラスチック	5.5%
			ペットボトル	1.1%
			その他プラスチック	3.2%
	繊維類	3.0%	古布類	3.0%
不燃物	0.1%	金属類、ガラス類、危険物	0.1%	

### 3 現有施設の概要

#### (1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は1993（平成5）年3月に竣工しました。処理方式は流動床方式で、処理能力は135トン/16hです。

表 3-18：ごみ焼却施設の概要

施設名	環境センター清掃第1プラント（ごみ焼却施設）
住所	神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯84番地
竣工年月	1993（平成5）年3月
建築面積	1,690m <sup>2</sup>
処理方式	准連続燃焼式流動床炉
処理能力	135トン/16h（64.5トン×2炉）

## (2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設はごみ焼却施設に併設しており、1993（平成5）年3月に竣工しました。ビンは色ごとに手選別しています。カン・スプレー缶類、燃せないごみ（その他）、粗大ごみとともに縦型回転式破砕機で破砕され、選別機で金属類、不燃物、可燃物に選別されます。

2017（平成29）年11月から、粗大ごみで排出された剪定枝の一部についてチップ化し、資源回収を行っています。

表 3-19：粗大ごみ破砕処理施設の概要

施設名	環境センター清掃第1プラント（粗大ごみ処理施設）
住所	神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯 84 番地
竣工年月	1993（平成5）年3月
建築面積	730m <sup>2</sup>
処理方式	燃せないごみ（カン・スプレー缶類、ビン、その他）系処理方式：破砕機＋手選別 粗大ごみ系処理方式：縦型回転式破砕機＋選別機
処理能力	30 トン/5h

## (3) ペットボトル処理施設

ペットボトル処理施設は粗大ごみ処理施設内にあり、1999（平成11）年4月に竣工しました。収集したペットボトルを選別・圧縮・梱包しています。

表 3-20：ペットボトル処理施設の概要

施設名	環境センター清掃第1プラント（ペットボトル処理施設）
住所	神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯 84 番地
竣工年月	1999（平成11）年4月
建築面積	（粗大ごみ処理施設に含まれる）
処理方式	手選別＋圧縮・梱包機 粗大ごみ系処理方式：縦型回転式破砕機＋選別機
処理能力	0.7 トン/5h

## (4) 最終処分場

最終処分場は、2003（平成15）年3月に竣工しました。2017（平成29）年度末時点で、残りの容量は約44%となっています。

表 3-21：最終処分場の概要

施設名	第2一般廃棄物最終処分場
住所	神奈川県足柄下郡箱根町畑宿 334 番地
竣工年月	2003（平成15）年3月
敷地面積	38,900m <sup>2</sup>
埋立面積	8,000m <sup>2</sup>
埋立容量	49,000m <sup>2</sup>
埋立方式	サンドイッチ方式とセル方式の併用
遮水方式	アスファルト＋ポリエチレンシート遮水
水処理能力	55m <sup>3</sup> /日

#### 4 ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費の実績は次のとおりです。

表 3-22：ごみ処理経費の実績

単位：千円

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
収集運搬 部門費	219,141	214,750	241,143	210,724	203,989	195,167	196,734	203,577	207,284	205,687	207,650
中間処理 部門費	342,680	339,499	338,704	341,188	348,275	338,964	352,821	377,139	342,816	347,001	358,627
最終処分 部門費	37,471	43,427	37,139	40,365	38,298	38,730	34,928	36,491	34,571	32,090	36,637
資源化部 門費	30,513	32,299	29,936	32,925	28,439	23,954	27,657	26,409	26,265	25,594	23,825
管理部門 費	27,915	29,867	29,271	33,352	27,476	31,255	32,373	29,356	27,962	31,644	32,109
合計	657,720	659,842	649,463	658,554	646,476	628,070	644,513	672,972	638,898	642,016	658,848

## 5 ごみ処理の課題

2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）、リサイクル：資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分、美観、災害廃棄物、啓発・情報等に関する課題は次のとおりです。

### (1) 2R 及びリサイクルの課題

2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）、リサイクル：資源化に関する課題は次のとおりです。

- ごみの総排出量及び環境センター焼却量は減少していますが、町民1人1日あたり総排出量と資源化率は横ばいであり、向上が望まれます。
- 燃せるごみの半分程度を水分で占めており、水切り等による減量化が望まれます。
- 燃せるごみには資源化が可能な古紙や布類がまだ含まれており、分別徹底が望まれます。
- 国が重点とする食品ロス減量化が重要です。
- 自然豊かな地域であることから枝葉のごみが多く排出されるため、配慮が重要です。
- 許可収集における資源分別は許可収集業者に任されているため、分別徹底が必要です。
- プラスチックごみによる環境汚染が世界的な問題となっていることを踏まえ、国はプラスチック・スマートというキャンペーンを開始し、ポイ捨て防止の徹底、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの「プラスチックとの賢い付き合い方」の推進を求めています。

### (2) 収集・運搬の課題

収集・運搬に関する課題は次のとおりです。

- 山がちな地形や居住地の分散を踏まえて、効率的な収集と住民サービスの両立を図る必要があります。特に、高齢化の進展に伴い増加している、ごみ出しが困難な世帯への配慮が重要です。
- ごみ出しにおける、野生動物による荒らし、ルール違反の防止を強化する必要があります。
- 2017年度から事業系ごみに関する新たな制度が始まったことから、その状況を踏まえながら制度の改善に努める必要があります。

### (3) 中間処理の課題

中間処理に関する課題は次のとおりです。

- ごみ処理広域化の方針に基づき、ごみ焼却施設の中継施設への改修を進める必要があります。

### (4) 最終処分の課題

最終処分に関する課題は次のとおりです。

- ごみ処理広域化が進展しても、最終処分場の能力は限られていることから、ごみ減量化と最終処分場の延命を図る必要があります。
- 将来的にはごみ処理広域化を進めていく上で、現在の最終処分場の在り方について検討する必要があります。



## (5) その他の課題

その他の課題は次のとおりです。

- 散乱ごみ（ポイ捨て）対策として、2001（平成13）年度に箱根町をきれいにする条例を制定し、町民、事業者、町を訪れた人（観光客等）、土地建物所有者等及び行政の役割を定めました。これを実行し、地域の環境美化の促進及び美観の保護を確実なものとしていかなければなりません。
- 多国籍化が進む観光客への情報提供を強化する必要があります。また、観光産業で成り立つ地域として、顧客サービスとしてのごみ対策、美観保全も求められています。
- 山林、河川などへの不法投棄防止のためのさらなる対策を講じていく必要があります。
- 震災、水害、土砂災害等が発生した場合には、がれき、家具、家電製品等の大量のごみの排出が予想されます。それら災害廃棄物への対策については、東日本大震災や大型台風の被害、地球温暖化の進行などを踏まえて、国は重点事項としています。仮置場の確保、他市町との相互協力体制づくり、有害廃棄物対策等、災害時のごみ処理体制の構築を進める必要があります。

### 第3節 ごみ排出量の見込み

#### 1 ケースの考え方

将来のごみ排出量の見込みは、現状のままで推移したと仮定するケース1と、目標（第1節4 計画目標）に到達した場合のケース2を示します。

これらのギャップが、求められる成果の目安となります。

事業系ごみの2017（平成29）年度は、事業系ごみ排出量の算出方法の改訂により、許可収集において直接資源化されている古紙、食品残渣を算入した基準値であるため、従来の方法で算出した実績と異なります。（第3章 第2節 2（4）2017（平成29）年度以降の算出方法の改訂を参照）。

ケース	概要	内容
ケース1	施策、町民・事業者の排出、観光客数等が現状（2017（平成29）年度）で推移と仮定	1人1日あたり総排出量、資源化率、最終処分率が現状（2017（平成29）年度）で推移する場合の将来推計。 将来人口を、箱根町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンのシミュレーション3から推計し、2028（令和10）年度10,406人に設定。 将来観光客数を、箱根町観光戦略目標（KPI）観光入込客数に基づき、2028（令和10）年度21,449,000人に設定。
ケース2	計画目標に到達と仮定	計画目標に到達する場合の将来推計。 到達点まで比例的に推移。

#### 2 将来推計

ごみ排出量の将来推計は次のとおりです。

表3-23：現状推移の将来推計

##### ケース1：現状推移

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
計画収集人口（人）	11,786	11,578	11,461	11,344	11,226	11,109	10,992	10,875	10,758	10,641	10,523	10,406
観光入込客数（千人）	21,520	21,556	21,592	21,597	21,578	21,558	21,539	21,520	21,501	21,481	21,462	21,449
町民1人1日あたり生活系ごみ排出量（g/人/日）	713	713	713	713	713	713	713	713	713	713	713	713
うち家庭系ごみ	596	596	596	596	596	596	596	596	596	596	596	596
観光客1人あたり事業系ごみ排出量（g/人）	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701	701
うち資源分別分を除く委託収集	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
うち許可収集燃やせるごみ	406	406	406	406	406	406	406	406	406	406	406	406
生活系ごみ排出量（t）	3,065	3,011	2,980	2,950	2,919	2,889	2,859	2,828	2,798	2,767	2,737	2,706
うち家庭系ごみ	2,565	2,520	2,494	2,469	2,443	2,418	2,392	2,367	2,341	2,316	2,290	2,265
事業系ごみ排出量（t）	15,075	15,100	15,125	15,129	15,116	15,102	15,088	15,075	15,062	15,048	15,034	15,025
うち資源分別分を除く委託収集	1,148	1,150	1,152	1,152	1,151	1,150	1,149	1,148	1,147	1,146	1,145	1,144
うち許可収集燃やせるごみ	8,736	8,751	8,765	8,767	8,760	8,751	8,744	8,736	8,728	8,720	8,712	8,707
総排出量（t）	18,140	18,111	18,106	18,079	18,035	17,991	17,947	17,903	17,859	17,815	17,771	17,731
資源化量（t）	2,075	2,065	2,064	2,061	2,056	2,051	2,046	2,041	2,036	2,031	2,026	2,021
資源化率	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%

表 3-24：目標到達の将来推計

ケース 2：目標到達

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
計画収集人口 (人)	11,786	11,578	11,461	11,344	11,226	11,109	10,992	10,875	10,758	10,641	10,523	10,406
観光入込客数 (千人)	21,520	21,556	21,592	21,597	21,578	21,558	21,539	21,520	21,501	21,481	21,462	21,449
町民 1 人 1 日あたり 生活系ごみ排出量 (g/人/日)	713	707	702	696	691	686	680	675	669	664	659	653
うち家庭系ごみ	596	588	580	572	563	555	547	539	531	522	514	506
観光客 1 人あたり事業系ごみ排出量 (g/人)	701	693	685	677	670	662	654	646	639	631	623	615
うち資源分別分を除く委託収集 うち許可収集燃やせるごみ	53	53	52	51	50	50	49	48	47	47	46	45
生活系ごみ排出量 (t)	3,065	2,988	2,935	2,883	2,831	2,780	2,729	2,678	2,628	2,579	2,529	2,481
うち家庭系ごみ	2,565	2,485	2,425	2,367	2,309	2,251	2,195	2,139	2,083	2,029	1,975	1,922
事業系ごみ排出量 (t)	15,075	14,933	14,791	14,628	14,448	14,268	14,089	13,910	13,732	13,553	13,375	13,201
うち資源分別分を除く委託収集 うち許可収集燃やせるごみ	1,148	1,133	1,119	1,103	1,087	1,070	1,053	1,036	1,019	1,003	986	969
総排出量 (t)	18,140	17,921	17,727	17,511	17,279	17,048	16,817	16,588	16,360	16,131	15,904	15,681
資源化量 (t)	2,075	2,089	2,104	2,116	2,126	2,136	2,146	2,155	2,164	2,997	3,006	3,015
資源化率	11.4%	11.7%	11.9%	12.1%	12.3%	12.5%	12.8%	13.0%	13.2%	18.6%	18.9%	19.2%

表 3-25：現状推移と目標到達のギャップ

ケース間のギャップ

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
計画収集人口 (人)	11,786	11,578	11,461	11,344	11,226	11,109	10,992	10,875	10,758	10,641	10,523	10,406
観光入込客数 (千人)	21,520	21,556	21,592	21,597	21,578	21,558	21,539	21,520	21,501	21,481	21,462	21,449
町民 1 人 1 日あたり 生活系ごみ排出量 (g/人/日)		△ 5	△ 11	△ 16	△ 22	△ 27	△ 32	△ 38	△ 43	△ 49	△ 54	△ 59
うち家庭系ごみ		△ 8	△ 16	△ 25	△ 33	△ 41	△ 49	△ 57	△ 66	△ 74	△ 82	△ 90
観光客 1 人あたり事業系ごみ排出量 (g/人)		△ 8	△ 15	△ 23	△ 31	△ 39	△ 46	△ 54	△ 62	△ 70	△ 77	△ 85
うち資源分別分を除く委託収集 うち許可収集燃やせるごみ		△ 1	△ 1	△ 2	△ 3	△ 4	△ 4	△ 5	△ 6	△ 7	△ 7	△ 8
生活系ごみ排出量 (t)		△ 23	△ 45	△ 67	△ 88	△ 109	△ 130	△ 150	△ 170	△ 189	△ 207	△ 226
うち家庭系ごみ		△ 35	△ 69	△ 102	△ 135	△ 166	△ 198	△ 228	△ 258	△ 287	△ 315	△ 343
事業系ごみ排出量 (t)		△ 167	△ 334	△ 501	△ 668	△ 834	△ 999	△ 1,165	△ 1,330	△ 1,495	△ 1,660	△ 1,824
うち資源分別分を除く委託収集 うち許可収集燃やせるごみ		△ 17	△ 33	△ 49	△ 65	△ 80	△ 96	△ 112	△ 128	△ 143	△ 159	△ 175
総排出量 (t)		△ 190	△ 379	△ 568	△ 756	△ 943	△ 1,129	△ 1,315	△ 1,500	△ 1,684	△ 1,867	△ 2,050
資源化量 (t)		△ 24	△ 40	△ 55	△ 70	△ 85	△ 100	△ 114	△ 128	△ 966	△ 980	△ 994
資源化率		△ 0.3%	△ 0.5%	△ 0.7%	△ 0.9%	△ 1.1%	△ 1.4%	△ 1.6%	△ 1.8%	△ 7.2%	△ 7.5%	△ 7.8%

※排出量は、目標到達ケースから現状趨勢ケースを減算。

※資源化量、資源化率は、現状趨勢ケースから目標到達ケースを減算。

※四捨五入により数値が合わない場合がある。

表 3-26 : ケース 2 の収集主体別の将来推計

単位 : トン/年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
計画収集人口(人)	11,786	11,578	11,461	11,344	11,226	11,109	10,992	10,875	10,758	10,641	10,523	10,406
観光入込客数(千人)	21,520	21,556	21,592	21,597	21,578	21,558	21,539	21,520	21,501	21,481	21,462	21,449
総排出量	18,140	17,921	17,727	17,511	17,279	17,048	16,817	16,588	16,360	16,131	15,904	15,681
委託収集量	4,429	4,344	4,283	4,221	4,157	4,094	4,031	3,969	3,908	3,846	3,786	3,726
燃せるごみ	3,611	3,520	3,448	3,376	3,303	3,230	3,159	3,088	3,018	2,949	2,880	2,812
燃せないごみ (不燃物)	93	90	88	86	84	83	81	79	77	76	74	72
粗大ごみ	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8
燃せないごみ (資源)	258	255	253	252	250	248	246	244	242	240	239	237
古紙・布類	352	361	372	383	394	404	414	424	434	443	452	462
ペットボトル	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
容器包装プラスチック	60	62	64	65	67	69	71	72	74	76	77	79
使用済み食用油	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11
許可収集量	10,757	10,618	10,479	10,325	10,160	9,994	9,829	9,665	9,500	9,336	9,172	9,011
燃せるごみ	8,736	8,593	8,451	8,297	8,133	7,969	7,806	7,644	7,481	7,318	7,156	6,997
燃せないごみ (不燃物)	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
粗大ごみ	182	182	183	183	182	182	182	182	182	182	182	181
燃せないごみ (カン、ビン)	760	761	763	763	762	761	761	760	759	759	758	757
古紙	974	976	977	977	977	976	975	974	973	972	971	971
ペットボトル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
容器包装プラスチック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
食品残渣	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
直接搬入 直接持込量	2,212	2,216	2,219	2,220	2,218	2,216	2,214	2,212	2,210	2,208	2,206	2,205
燃せるごみ	1,268	1,270	1,272	1,273	1,271	1,270	1,269	1,268	1,267	1,266	1,265	1,264
燃せないごみ (カン、ビン)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
粗大ごみ	930	932	933	933	933	932	931	930	929	928	927	927
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入 町関係排出量	727	724	720	716	713	709	706	702	698	695	691	687
燃せるごみ	667	663	660	656	653	649	646	642	638	635	631	628
燃せないごみ (カン、ビン)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
観光パケット収集量	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
燃せるごみ	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
燃せないごみ(カ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

表 3-27：ケース 2 の燃せないごみの将来推計

単位：トン/年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
委託収集 燃せないごみ	351	345	341	338	334	330	327	323	320	316	312	309
カン	112	111	110	109	108	108	107	106	105	104	104	103
ビン	139	137	136	136	135	134	133	132	131	130	129	128
乾電池	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
蛍光灯類	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
不燃物	90	90	88	86	84	83	81	79	77	76	74	72
スプレー缶類	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
許可収集 燃せないごみ	778	779	781	781	780	779	779	778	777	777	776	775
カン	389	390	390	390	390	390	389	389	389	388	388	388
ビン	371	372	372	372	372	372	371	371	371	370	370	370
不燃物	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

表 3-28：ケース 2 の生活系ごみの将来推計

単位：トン/年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
計画収集人口	11,786	11,578	11,461	11,344	11,226	11,109	10,992	10,875	10,758	10,641	10,523	10,406
生活系ごみ排出量	3,065	2,988	2,935	2,883	2,831	2,780	2,729	2,678	2,628	2,579	2,529	2,481
家庭系ごみ排出量	2,565	2,485	2,425	2,367	2,309	2,251	2,195	2,139	2,083	2,029	1,975	1,922
燃せるごみ	2,492	2,414	2,355	2,298	2,241	2,186	2,130	2,076	2,022	1,969	1,917	1,865
燃せないごみ (不燃物)	64	62	63	58	57	57	56	56	51	50	50	49
粗大ごみ	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
資源排出量	499	503	510	513	520	527	534	540	542	548	553	558
燃せないごみ (資源)	180	177	175	173	171	170	168	166	164	163	161	159
古紙・布類	243	249	255	262	268	275	281	286	292	297	303	308
ペットボトル	23	24	24	25	25	26	27	27	28	28	29	29
容器包装プラスチック	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
使用済み食用油	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11

表 3-29 : ケース 2 の事業系ごみの将来推計

単位 : トン/年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
観光入込客数(千人)	21,520	21,556	21,592	21,597	21,578	21,558	21,539	21,520	21,501	21,481	21,462	21,449
事業系ごみ排出量	15,075	14,933	14,791	14,628	14,448	14,268	14,089	13,910	13,732	13,553	13,375	13,201
燃せるごみ	11,798	11,645	11,493	11,324	11,142	10,960	10,779	10,598	10,417	10,236	10,056	9,879
燃せないごみ (不燃物)	47	47	47	46	46	45	45	45	44	44	43	43
粗大ごみ	1,171	1,173	1,175	1,175	1,174	1,173	1,172	1,171	1,170	1,169	1,168	1,167
燃せないごみ (カン、ビン)	860	861	863	863	862	862	861	860	859	858	858	857
古紙・布類	1,083	1,088	1,094	1,099	1,102	1,105	1,108	1,112	1,115	1,118	1,121	1,125
ペットボトル	12	12	13	13	14	14	14	15	15	16	16	17
容器包装プラスチック	20	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28
食品残渣	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
委託収集量	1,364	1,356	1,348	1,338	1,326	1,314	1,303	1,291	1,280	1,268	1,256	1,245
燃せるごみ	1,119	1,105	1,092	1,077	1,060	1,044	1,027	1,011	995	978	962	946
燃せないごみ (不燃物)	29	28	27	27	26	26	26	25	25	24	24	24
燃せないごみ (カン、ビン)	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
古紙・布類	109	112	117	121	125	129	133	138	142	146	150	154
ペットボトル	11	11	12	12	13	13	13	14	14	15	15	16
容器包装プラスチック	19	20	20	21	22	23	23	24	25	25	26	27
許可収集量	10,757	10,618	10,479	10,325	10,160	9,994	9,829	9,665	9,500	9,336	9,172	9,011
燃せるごみ	8,736	8,593	8,451	8,297	8,133	7,969	7,806	7,644	7,481	7,318	7,156	6,997
燃せないごみ (不燃物)	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
粗大ごみ	182	182	183	183	182	182	182	182	182	182	182	181
燃せないごみ (カン、ビン)	760	761	763	763	762	761	761	760	759	759	758	757
古紙	974	976	977	977	977	976	975	974	973	972	971	971
ペットボトル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
容器包装プラスチック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
食品残渣	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
直接搬入 直接持込量	2,212	2,216	2,219	2,220	2,218	2,216	2,214	2,212	2,210	2,208	2,206	2,205
燃せるごみ	1,268	1,270	1,272	1,273	1,271	1,270	1,269	1,268	1,267	1,266	1,265	1,264
燃せないごみ (カン、ビン)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
粗大ごみ	930	932	933	933	933	932	931	930	929	928	927	927
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入 町関係排出量	727	724	720	716	713	709	706	702	698	695	691	687
燃せるごみ	667	663	660	656	653	649	646	642	638	635	631	628
燃せないごみ (カン、ビン)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
観光バケット収集量	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
燃せるごみ	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
燃せないごみ(カ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

表 3-30 : ケース 2 の資源化及び最終処分の将来推計

単位 : トン/年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
総排出量	18,140	17,921	17,727	17,511	17,279	17,048	16,817	16,588	16,360	16,131	15,904	15,681
焼却処理量	16,065	15,825	15,610	15,379	15,134	14,889	14,647	14,405	14,164	13,100	12,861	12,626
搬入ごみ	14,290	14,055	13,840	13,609	13,368	13,127	12,888	12,649	12,412	12,175	11,940	11,708
破碎選別残渣	1,775	1,770	1,771	1,769	1,766	1,762	1,759	1,756	1,752	925	921	918
最終処分量	1,957	1,931	1,904	1,876	1,846	1,817	1,787	1,757	1,728	1,598	1,569	1,540
焼却灰	1,059	1,044	1,030	1,015	999	983	967	951	935	865	849	833
不燃物残渣	898	886	874	861	847	834	820	807	793	734	720	707
最終処分率	10.8%	10.8%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.6%	10.6%	10.6%	9.9%	9.9%	9.8%
破碎・選別処理量	2,367	2,365	2,366	2,363	2,359	2,354	2,350	2,345	2,341	2,336	2,332	2,328
資源回収量	592	594	594	593	592	591	590	589	588	1,410	1,409	1,408
選別残渣量	1,775	1,770	1,771	1,769	1,766	1,762	1,759	1,756	1,752	925	921	918
直接資源化量	1,483	1,495	1,510	1,523	1,534	1,545	1,556	1,566	1,577	1,587	1,597	1,607
古紙・布類	1,326	1,337	1,350	1,361	1,370	1,380	1,389	1,398	1,407	1,415	1,424	1,432
容器包装プラスチック	60	62	64	65	67	69	71	72	74	76	77	79
使用済食用油	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11
食品残渣	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
資源化量計	2,075	2,089	2,104	2,116	2,126	2,136	2,146	2,155	2,164	2,997	3,006	3,015
資源化率	11.4%	11.7%	11.9%	12.1%	12.3%	12.5%	12.8%	13.0%	13.2%	18.6%	18.9%	19.2%

表 3-31 : ケース 2 の破碎選別処理における資源回収の将来推計

単位 : トン / 年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
資源回収量	592	594	594	593	592	591	590	589	588	1,410	1,409	1,408
鉄分	266	266	266	266	265	265	264	264	263	263	262	262
アルミ	58	58	58	58	58	58	58	57	57	57	57	57
白カレット	64	64	64	64	64	64	63	63	63	63	63	63
茶カレット	73	73	73	73	73	73	72	72	72	72	72	72
混合カレット	99	99	99	99	99	98	98	98	98	98	97	97
ペットボトル	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
乾電池	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
タイヤ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バッテリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光灯	1	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
容器包装プラスチック	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
剪定枝チップ	3	6	6	6	6	6	6	6	6	830	830	830
※補足説明有												

※家庭から出されるごみを生活系ごみという。本町では、委託収集のごみ（燃せるごみ、燃せないごみ、粗大ごみ、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチック）のうち、事業者から出されるごみを除いたものと、小型家電、使用済み食用油が該当する。

※家庭系ごみとは、ごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、家庭から出されるごみ（生活系ごみ）から資源分別分を除いたもの。本町では、委託収集の燃せるごみ、燃せないごみ（カン、ビン、スプレー缶類、蛍光灯・電球、乾電池を除くその他）、粗大ごみのうち、事業者から出される分を除いたものが該当する。

※生活系ごみの他を事業系ごみという。本町では、委託収集のうち事業者から出されるごみ、許可収集、直接搬入（直接持込、町関係）、観光バケットが該当する。

※燃せないごみのうち、資源とは分別品目のカン、ビン、スプレー缶類、蛍光灯・電球、乾電池が該当し、不燃物とは分別品目のその他が該当する。

※タイヤ、バッテリーは不法投棄物の回収によるものである。

※剪定枝チップの回収量（粗大ごみからの回収）について、2017年度実績（基準値）は11月の開始からの6か月分であることから、2018年度以降の予測値が6トン/年に増加している。さらに、2026年度から剪定枝資源化設備（予定）を稼働することにより、新たに燃せるごみからの回収を824トン/年として加算し、剪定枝チップ回収量を830トン/年（設備稼働の最大値（5トン/日、年間260日稼働、1,300トン/年）の約64%）と想定している。

## 第4節 循環型社会形成と美観保全に向けた方策に関する事項

循環型社会と美観保全に向けて、行政、町民、事業者、町を訪れた人それぞれの役割を次に示します。

### 1 行政の役割

一般廃棄物処理は市町村固有の事務です。また、市町村は、循環型社会形成に向けて、廃棄物の減量化や資源化等に取り組む必要があります。これらの事業を行うためには、町民や事業者の自発的な活動を促進しつつ適正処理を実施していくために必要な措置を講ずる必要があります。本町は次に掲げる事項に取り組んでいきます。

#### (1) 教育・啓発活動の推進

町民、事業者及び町を訪れた人に対してごみの排出抑制、再生利用、ごみの適正な出し方等に関する社会的意識を育てるために、次の活動を通じて教育啓発を徹底します。

- 広報誌への掲載
- ホームページの充実、活用
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、情報誌など、情報発信の充実
- 集会等を通じた広報啓発活動
- ごみ処理施設の見学会実施
- 資源とごみの分け方・出し方ガイド及びごみ収集カレンダーの配布
- 居住者及び来訪者に向けた、主要外国語に対応した情報発信

#### 2) 事業系ごみを排出する事業者に対する減量化指導

- 事業系ごみのうち再生利用できるものは積極的に資源化を推進し、排出抑制に努めるよう事業者に対し指導を行います。
- 事業系ごみは産業廃棄物と一般廃棄物の区別、少量排出事業者のルール遵守を徹底し、適正に処理するよう、事業者に対し指導を行います。
- 事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、本町の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認める事業所に対して、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理等を図るよう指示し、減量化等計画書を提出させるなどの指導を行います。

#### 3) 容器包装廃棄物等の排出抑制及び資源化の促進

- 町民に対しては買い物袋の持参、詰め替え商品の利用など、事業者に対しては過剰包装の自粛、ばら売りの実施など、容器包装をなるべく使わないようにするための取組みを行うよう働きかけていきます。
- 資源の分別収集の徹底を呼びかけ、容器包装廃棄物等の資源化を促進します。
- プラスチックごみによる環境汚染の問題について、国が推進するプラスチック・スマートのキャンペーンに協力します。

#### 4) 剪定枝等の資源化の推進

- 現状の粗大ごみで排出されている剪定枝の資源化に加えて、燃せるごみの約2割を占めてい剪定枝等についても資源化を推進します。



## 5) 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等

- 「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨に則り、用紙類、文具類、機器類などの庁用品の購入に際しては、環境負荷のできるだけ小さい製品を選定し購入することを推進します。

## 6) 関係団体との協力

- 啓発が効果的なものとなるよう各種関係団体と協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努めます。

## 7) きれいな地域づくりの推進

- 町を訪れた人に対し、各自の行動において環境への負荷の低減や環境保全等に努めることを呼びかけます。

## 8) 食品ロス、食品残渣等の減量化の推進

- 食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減する啓発活動を推進します。
- 生ごみ処理機器への補助制度を継続させるなどして、食品残渣等の減量化を推進させます。

## 2 町民の役割

地球環境を保全するため、廃棄物の減量や資源化は重要です。本町では、町民に対して次に挙げる事項に積極的に取り組むよう協力を求めています。

### 1) 分別収集やリサイクルへの協力

- 古紙、アルミ缶等の自主的な資源化を実施したり、バザーやフリーマーケット等を開催したりして、資源の再利用、再生利用を促進していきます。
- 家庭の不用品はリサイクルショップ等を利用するか、本町の不用品交換情報を活用する等極力再利用に心掛けていきます。
- 分別排出ルールに従い、適正にごみの分別を行うとともに、収集場所を清潔に保ちます。
- カラス対策や野生動物による散乱防止のための工夫を検討していきます。

### 2) 食品ロス、食品残渣等の減量化

- 重量比で大きなウエイトを示す厨芥類（食品残渣等の生ごみ）を減量するために、計画的な食材の購入、調理の工夫などにより食べ残しの出ない食事や食材を使い切ることに努め、生ごみの発生を抑制して行きます。
- 水分を多く含む厨芥類（生ごみ）は、水切りをするだけでも減量できることから、排出時の水切りを徹底します。
- 生ごみ処理機器を導入し、生ごみの減量化や資源化を図ります。

### 3) 過剰包装の自粛

- レジ袋や包装紙等によるごみを減らす観点から、買い物の際には買い物かごや買い物袋等を持参し、包装を断るよう心がけます。
- 贈答品等の購入の際も簡易包装を選択していきます。

#### 4) 再生品の使用促進、使い捨て商品の使用抑制

- トイレットペーパーやノート等の日用品は再生品を使用するように努めます。
- 容器に入った商品についてはリターナブルビン（生きビン）入りの商品をできるだけ利用します。
- 詰め替え商品を利用し、使い捨て商品の使用を抑制していきます。
- プラスチックごみによる環境汚染の問題について、国が推進するプラスチック・スマートのキャンペーンに協力します。

#### 5) 物品の長期使用、浪費抑制

- 家電製品や家具などの耐久消費財については、大切に使用することを心掛け、故障した場合でも、なるべく修理して長期間使用することに努めます。
- 可能な限り物を無駄に消費しない生活スタイルを心掛けます。

### 3 事業者の役割

本町では事業系ごみが過半であることから、特に事業者において、廃棄物の減量化、資源化が重要です。本町では、事業者に対して次に挙げる事項について積極的に取り組むよう協力を求めています。

#### 1) 発生源における方策

- 事業系ごみのうち再生利用できるものは積極的に資源化を推進し、排出抑制に努めます。
- 食品リサイクル法に則り、ホテル、旅館、飲食店等に由来する食品残渣を燃せるごみとして排出している事業者は、食品残渣の資源化を推進し、排出抑制に努めます。
- 製造、販売、提供といった各段階で、食品ロス削減に努めます
- 事業系ごみは、産業廃棄物と一般廃棄物の区分を徹底し、適正に処理します。
- 分別排出ルールに従い、適正にごみの分別を行います。

#### 2) 過剰包装の抑制

- 容器包装の使用を必要 小限にするなど、流通団体等で自主的に策定した包装の基準を遵守するとともに、包装材料の一層の減量化に努めます。
- 消費者に買い物袋持参を呼びかけるなど、ごみ減量化活動を推進します。

#### 3) 使い捨て容器の使用抑制

- ごみとして排出される容器が増大していることから、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換に努めます。
- 世界的にプラスチックごみによる環境汚染が問題となっており、脱プラスチックの機運が高まっていることも踏まえて、プラスチックごみ対策に努めるとともに、国が推進するプラスチック・スマートのキャンペーンに協力します。

#### 4) 再生品の使用促進等

- 事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の利用において、再生品を使用するとともに、事業活動に使用する原材料や資材等についても再生品の使用に努めます。
- 可能な限り物を無駄に消費しないように努めます。

#### 5) 多量の一般廃棄物排出事業者の減量化対策

- 事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、本町の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認める事業者は、減量化等計画を策定し計画的な事業系ごみの減量化、資源化、適正な処理等を行います。

### 4 町を訪れた人の役割

町を訪れた人においても、廃棄物の減量化、資源化は重要です。次に挙げる事項に積極的に取り組むよう協力を求めています。

#### 1) ごみの持ち帰り

- 野外からはごみを持ち帰り、適切な場所に捨てるよう心がけます。

#### 2) 分別収集やリサイクルへの協力

- ごみを排出する際は、分別排出ルールに従い、適正にごみの分別を行います。

#### 3) 過剰包装の自粛、プラスチックごみ対策

- レジ袋や包装紙等によるごみを減らす観点から、買い物の際には、包装を断るよう心がけます。贈答品等の購入の際も簡易包装を選択していきます。
- プラスチックごみによる環境汚染の問題について、国が推進するプラスチック・スマートのキャンペーンに協力します。

### ごみを半分に減らした京都市

京都市は人口約 147 万人の都市で、年間 5 千万人を超える観光客が訪れます。そのため、ごみに関係する様々な問題があり、特にまちの美化、処分場の確保が重大な課題となってきました。

京都市では、1980 年代から空き缶条例制定などの美化対策を強化し、1996 年には京都市ごみ減量推進会議を発足させて、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量を本格的に目指しました。

京都市が受け入れているごみの量は 2000（平成 12）年度にピークに達しましたが、市民・事業者・行政のパートナーシップを基本とした継続的な努力により、20 年間でごみを半減させました。この成果は全国的な注目を集めており、ホームページ等の情報の充実が際立っています。

箱根町とは人口規模、住民と観光客との比率、地形や交通などが大きく異なり、京都市の取組をそのまま取り入れることはできませんが、その過程から多くを学んでいきたいと考えています。

表 3-32：京都市のごみ処理量

		2000(平成 12)年度	2017(平成 29)年度	増減比
生活系	合計(t)	344,789	216,161	-37%
	一人一日あたり(g)	644	402	-38%
事業系	合計(t)	470,276	196,905	-58%
総ごみ	合計(t)	815,065	413,066	-49%
	一人一日あたり(g)	1,521	769	-49%

## 第5節 ごみの適正処理及びその実施に関する事項

### 1 収集・運搬計画

#### 1) 基本方針

収集・運搬業務は、町民の生活の場に接点を持つ重要な業務であり、町民の快適な生活環境を保持していくために必要不可欠な業務です。

これまで、収集・運搬は、日常生活から廃棄物を速やかに排除する役割としていましたが、現在では、リサイクルに重点をおいたごみ処理体系の一部として機能しています。また、ごみ処理体制の構築の中で業務の効率化を推進することも重要です。

#### 2) 収集区域の範囲

本町の行政区域内の全域を収集対象区域とします。

#### 3) 収集・運搬の主体

本町が行う一般廃棄物の収集（以下「公共収集」という。）は、町内の委託業者が行っています。今後も収集・運搬の効率化を図り、委託収集を継続していきます。

また、本町が行う公共収集の日程に対応できない場合や事業活動に伴って排出される一般廃棄物（少量排出事業者が制限内で委託収集に排出するものを除く）は、町長が許可をした一般廃棄物収集運搬業者または自らが環境負荷の低減に配慮しつつ、本町の処理施設に収集・運搬することとします。

今後も一般廃棄物収集運搬業の許可は、廃棄物処理法の規定に基づき、本町による収集・運搬が困難である場合に許可することとなりますが、その際、ごみの発生量や収集体系の状態を総合的に考慮し、判断することとします。

#### 4) 排出場所

各地区所定の燃せるごみ収集場所、資源等収集場所とします。

#### 5) 収集・運搬

本計画に基づいて町民・事業者の協力により分別された一般廃棄物については、その一般廃棄物の性状等に応じた適切な処分または再生が行われるよう、その区分に従って適切に収集し運搬するものとします。

6) 収集・運搬量の将来推計

収集・運搬量の将来推計は次のとおりです。

表 3-33 : 収集運搬量の将来推計

単位 : トン/年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
収集・運搬量計	18,140	17,921	17,727	17,511	17,279	17,048	16,817	16,588	16,360	16,131	15,904	15,681
生活系ごみ計	3,065	2,988	2,935	2,883	2,831	2,780	2,729	2,678	2,628	2,579	2,529	2,481
燃せるごみ	2,492	2,414	2,355	2,298	2,241	2,186	2,130	2,076	2,022	1,969	1,917	1,865
燃せないごみ	244	239	238	231	229	226	224	222	215	213	211	208
カン	77	76	75	74	73	73	72	71	70	70	69	68
ビン	96	94	93	92	91	90	90	89	88	87	86	85
乾電池	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
蛍光灯類	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
不燃物	64	62	63	58	57	57	56	56	51	50	50	49
スプレー缶類	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
粗大ごみ	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
古紙・布類	243	249	255	262	268	275	281	286	292	297	303	308
ペットボトル	23	24	24	25	25	26	27	27	28	28	29	29
容器包装プラスチック	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
使用済み食用油	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11
事業系ごみ計	15,075	14,933	14,791	14,628	14,448	14,268	14,089	13,910	13,732	13,553	13,375	13,201
委託収集計	1,364	1,356	1,348	1,338	1,326	1,314	1,303	1,291	1,280	1,268	1,256	1,245
燃せるごみ	1,119	1,105	1,092	1,077	1,060	1,044	1,027	1,011	995	978	962	946
燃せないごみ	107	106	106	105	105	105	104	104	104	104	104	103
カン	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
ビン	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
不燃物	29	28	27	27	26	26	26	25	25	24	24	24
古紙・布類	109	112	117	121	125	129	133	138	142	146	150	154
ペットボトル	11	11	12	12	13	13	13	14	14	15	15	16
容器包装プラスチック	19	20	20	21	22	23	23	24	25	25	26	27
許可収集計	10,757	10,618	10,479	10,325	10,160	9,994	9,829	9,665	9,500	9,336	9,172	9,011
燃せるごみ	8,736	8,593	8,451	8,297	8,133	7,969	7,806	7,644	7,481	7,318	7,156	6,997
粗大ごみ	182	182	182	183	182	182	182	182	182	182	182	181
燃せないごみ	760	761	763	763	762	761	761	760	759	759	758	757
カン	389	390	390	390	390	390	389	389	389	388	388	388
ビン	371	372	372	372	372	372	371	371	371	370	370	370
不燃物	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
古紙	974	976	977	977	977	976	975	974	973	972	971	971
ペットボトル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
容器包装プラスチック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
食品残渣	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
直接持込計	2,212	2,216	2,219	2,220	2,218	2,216	2,214	2,212	2,210	2,208	2,206	2,205
燃せるごみ	1,268	1,270	1,272	1,273	1,271	1,270	1,269	1,268	1,267	1,266	1,265	1,264
燃せないごみ (カン、ビン)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
粗大ごみ	930	932	933	933	933	932	931	930	929	928	927	927
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町関係計	727	724	720	716	713	709	706	702	698	695	691	687
燃せるごみ	667	663	660	656	653	649	646	642	638	635	631	628
燃せないごみ (カン、ビン)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
観光バケツ計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
燃せるごみ	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
燃せないごみ(カ)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

## 7) 収集区分、排出方法、収集頻度、収集料金

ごみの削減や排出量に見合った公正な負担を図るための適正な受益者負担の観点から、燃せるごみについては指定袋制を導入し、環境センターのごみ搬入を有料としてきましたが、今後もより適正な在り方について検討していきます。

また、ごみ処理広域化の進展に沿って、収集区分、排出方法、収集頻度等について検討し、変更等については、町民等への迅速、丁寧な周知を図り、円滑に収集できるようにします。

排出方法、収集頻度、収集方式等を次に示します。

表 3-34 : 排出方法、収集頻度、収集方式等

区分		排出方法	収集頻度	収集方式	収集場所
燃せるごみ		指定袋	週 3 回	ステーション方式	燃せるごみ収集場所
カン		分別ケース	週 1 回		資源等収集場所
燃せ ない ごみ	ビン	分別ケース	月 2 回		
	乾電池				
	蛍光灯・電球				
	その他				
	スプレー缶類				
粗大ごみ		—		電話予約による戸別収集	戸別収集
ペットボトル		透明・半透明の袋	月 2 回	ステーション方式	資源等収集場所
古紙 ・ 布類	新聞紙	ひもで束ねる			
	雑紙				
	ダンボール				
	布類	透明・半透明の袋			
	紙パック	ひもで束ねる			
	その他紙	紙袋、封筒等			
容器包装プラスチック		透明・半透明の袋、 レジ袋	週 1 回		
使用済食用油		ふた付き容器または回収容器	月 1 回	拠点回収方式	回収拠点
小型家電		電池・バッテリーを外す	平日の日 中	回収ボックス方式	回収ボックス

## 8) ごみ収集場所の管理

本町には燃せるごみ収集場所が約 1,400 か所、燃せないごみ、資源の資源等収集場所が約 240 か所、使用済食用油収集場所が約 50 か所、設置されています。

設置、管理については各自治会を主体とした町民が行っています。収集場所の新設、移動、廃止については、自治会等を通じて本町と協議をすることとしており、収集量の変化、町民の要望など必要に応じて設置場所等の変更を検討します。また、収集運搬を効率よく行うための集約化、ごみ出しの困難への対策等についても検討します。

## 9) 事業系ごみの収集

事業系ごみについては、本町のごみの分別体系に従って適切に分別し、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないと廃棄物処理法に規定されています。本町においては多量（日量 100kg 以上）の事業系一般廃棄物を排出する事業者以外の事業者については、周辺環境に支障がない場合や開発行為に伴うものを除き、ごみ収集場所にも排出できるとしてきましたが、2017（平成 29）年 4 月に一般廃棄物の収集体制の見直しを行い、原則として自己搬出によることとし、登録した少量排出事業者に限り定めた限度内でごみ収集場所に排出できることとしました。

その結果、委託収集のごみが大幅に減少し、事業系ごみと生活系ごみの区分が進みましたが、委託収集にはまだ事業系ごみが混在しています。今後は、ルール遵守の徹底、事業者間での公平、生活系ごみとの区分の強化等について検討していきます。

## 2 中間処理計画

### 1) 基本方針

中間処理は、ごみの減量化や資源化、保管等を行うことにより、廃棄物の最終処分量を削減するために行われています。本町では、町民等の協力のもと、ごみの排出抑制に努め、資源化できるものについては極力資源化を図り、資源化できないごみについては、その性状に応じた適正処理を行い環境負荷の低減を図るとともに環境保全に努めます。

### 2) 中間処理の主体

中間処理は本町が主体となり行い、将来的にはごみ処理広域化に沿った形とします。

### 3) 中間処理を行う施設

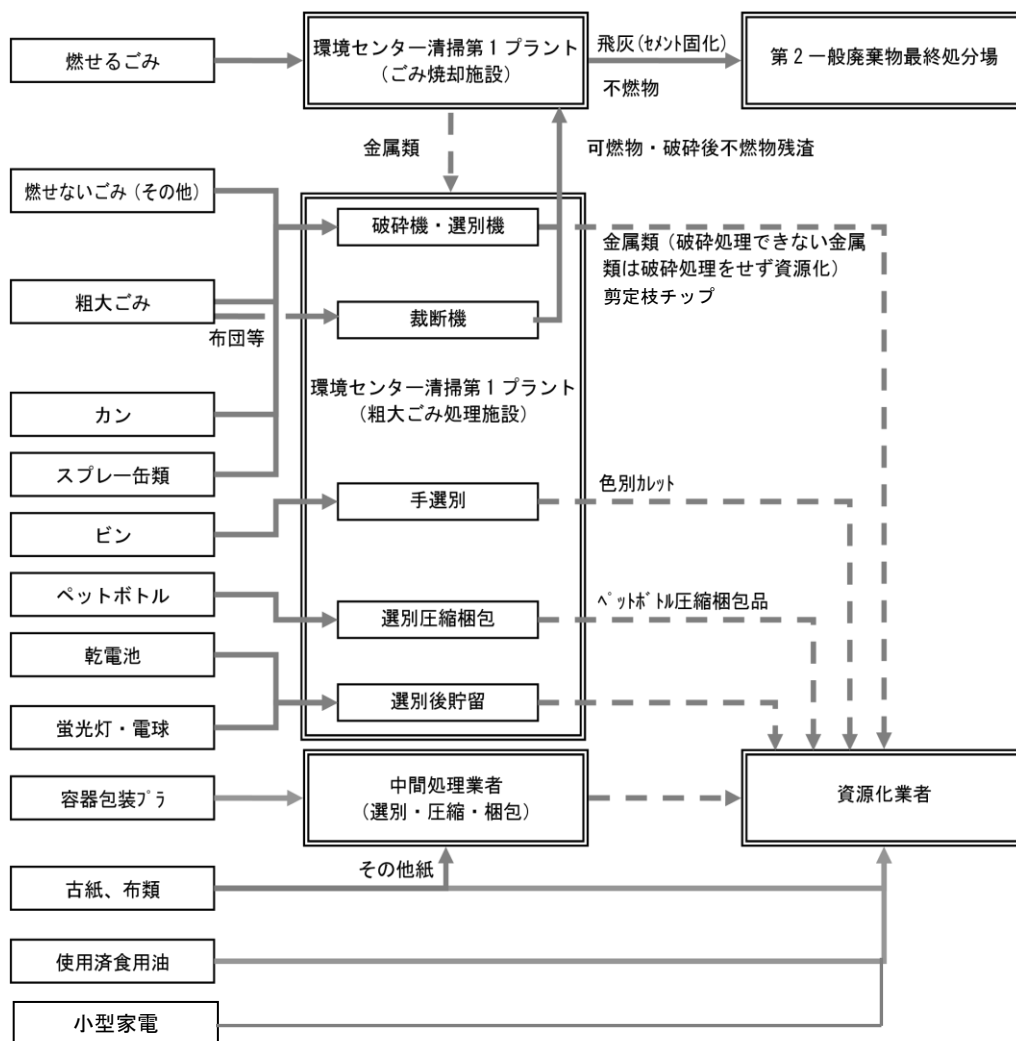
中間処理は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設で行います。なお、容器包装プラスチック、その他紙については本町が委託した中間処理業者が行います。

### 4) 中間処理の方法

- 分別区分ごとの中間処理の方法は次のとおりです。また、中間処理の流れを次に示します。
- 燃せるごみや粗大ごみ処理施設から発生する可燃物は、ごみ焼却施設で焼却処理し、焼却灰等（飛灰・不燃物）は最終処分場で処分します。なお、飛灰については現在、セメント固化しており、今後もこの方法を継続します。

- 燃せないごみ（その他）、粗大ごみは粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理をし、アルミや鉄等の金属類と剪定枝チップを资源化業者で资源化（破碎処理できない金属類は、破碎処理をせず资源化します。）を行い、资源化不適物はごみ焼却施設で焼却します。また、粗大ごみに含まれる布団等は、裁断機で裁断しごみ焼却施設で焼却します。
- カン及びビスプレー缶類は粗大ごみ処理施設で燃せないごみ（その他）等と同様に破碎・選別処理をし、アルミや鉄等の金属類を资源化業者で资源化します。
- ビンは手選別ラインで色別に選別し、资源化業者で资源化します。
- ペットボトルは、ペットボトル処理施設で選別・圧縮・梱包し资源化業者で资源化します。
- 乾電池・蛍光灯・電球は粗大ごみ処理施設で選別後、一時貯留し、资源化業者で资源化します。
- 容器包装プラスチック、その他紙は、民間事業者で選別・圧縮・梱包し、资源化業者で资源化します。
- 古紙・布類（その他紙を除く）、使用済食用油、小型家電は、直接、资源化事業者で资源化します。

図 3-8：中間処理の流れ





#### 5) 中間処理に伴うエネルギー利用計画

ごみ焼却施設のごみ焼却熱エネルギーは、同施設内の暖房、給湯及びし尿処理施設の処理過程で要する熱源等に利用し、将来的にはごみ処理広域化に沿ったごみ焼却施設廃止とともにその利用を終了します。

#### 6) 現有施設の適正な維持管理

ごみ排出量やごみ質の変化への対応、周辺環境に対する環境保全のためには、施設の適正な管理が不可欠です。現有施設の機器の定期点検と維持補修を計画的に実施し、適正な維持管理を継続させます。

また、ごみ処理広域化の進展を踏まえ、どの程度の延命化が必要か適切に判断し、補修費の削減に努めます。

#### 7) ごみ処理広域化に対応するための施設整備の検討

現行のごみ焼却施設は、1993（平成 5）年の稼働開始から約 25 年が経過して老朽化が進んでいることから、ごみ処理広域化に沿って廃止し、燃せるごみを湯河原町真鶴町衛生組合のごみ焼却施設へ持ち込むための中継施設に改修します。

また、燃せるごみの減量化を図るため、ごみ焼却炉撤去後のスペースを活用した剪定枝資源化設備について検討します。

8) 中間処理及び資源回収量の将来推計

中間処理及び資源回収量の将来推計は次のとおりです。

表 3-35：中間処理及び資源回収量の将来推計

単位：トン/年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
総排出量	18,140	17,921	17,727	17,511	17,279	17,048	16,817	16,588	16,360	16,131	15,904	15,681
焼却処理量	16,065	15,825	15,610	15,379	15,134	14,889	14,647	14,405	14,164	13,100	12,861	12,626
搬入ごみ	14,290	14,055	13,840	13,609	13,368	13,127	12,888	12,649	12,412	12,175	11,940	11,708
破碎選別残渣	1,775	1,770	1,771	1,769	1,766	1,762	1,759	1,756	1,752	925	921	918
破碎・選別処理量	2,367	2,365	2,366	2,363	2,359	2,354	2,350	2,345	2,341	2,336	2,332	2,328
資源回収量	592	594	594	593	592	591	590	589	588	1,410	1,409	1,408
鉄分	266	266	266	266	265	265	264	264	263	263	262	262
アルミ	58	58	58	58	58	58	58	57	57	57	57	57
白カレット	64	64	64	64	64	64	63	63	63	63	63	63
茶カレット	73	73	73	73	73	73	72	72	72	72	72	72
混合カレット	99	99	99	99	99	98	98	98	98	98	97	97
ペットボトル	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
乾電池	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
タイヤ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バッテリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛍光灯	1	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
容器包装プラスチック	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
剪定枝チップ	3	6	6	6	6	6	6	6	6	830	830	830
選別残渣量	1,775	1,770	1,771	1,769	1,766	1,762	1,759	1,756	1,752	455	451	448
直接資源化量	1,483	1,495	1,510	1,523	1,534	1,545	1,556	1,566	1,577	1,587	1,597	1,607
古紙・布類	1,326	1,337	1,350	1,361	1,370	1,380	1,389	1,398	1,407	1,415	1,424	1,432
容器包装プラスチック	60	62	64	65	67	69	71	72	74	76	77	79
使用済食用油	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11
食品残渣	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
資源化量計	2,075	2,089	2,104	2,116	2,126	2,136	2,146	2,155	2,164	2,997	3,006	3,015
資源化率	11.4%	11.7%	11.9%	12.1%	12.3%	12.5%	12.8%	13.0%	13.2%	18.6%	18.9%	19.2%

※タイヤ、バッテリーは不法投棄物の回収によるものである。

※剪定枝チップの回収量（粗大ごみからの回収）について、2017年度実績は11月の開始からの6か月分であることから、2018年度以降の予測値が6トン/年に増加している。さらに、2026年度から剪定枝資源化設備を稼働することにより、新たに燃せるごみからの回収を824トン/年として加算し、剪定枝チップ回収量を830トン/年（設備稼働の最大値（5トン/日、年間260日稼働、1,300トン/年）の約64%）と想定している。

### 3 最終処分計画

#### 1) 基本方針

最終処分とは、ごみの排出抑制、中間処理、資源の有効利用等の対策を講じたあと、やむを得ず処分が必要なものを適切な施設のもとで安定化・無害化することをいいます。

現在使用している最終処分場が周辺環境に影響を与えることのないよう、適正な維持管理を行います。また、将来的にはごみ処理広域化を進めていく上で、同処分場の在り方について検討します。

#### 2) 最終処分の主体

最終処分は本町が主体となって行い、将来的にはごみ処理広域化に沿った形とします。

#### 3) 最終処分の方法、施設

焼却処理施設から発生し、セメント固化を施した飛灰（ダスト）及び不燃物を全量埋立処分します。将来的にはごみ処理広域化に沿った方法とします。

#### 4) 最終処分を行う施設

最終処分は町内の最終処分場で行います。将来的にはごみ処理広域化に沿った施設で行います。

#### 5) 最終処分場の跡地利用の検討

現在の最終処分場が所在する地域は自然公園法で定められる特別地域に該当することから、跡地の有効利用については国、県の関係機関と十分調整を図るとともに、地域住民の要望等を踏まえながら慎重に検討します。

#### 6) 最終処分量及び最終処分場残余容量の将来推計

最終処分量及び最終処分場残余容量の将来推計は次のとおりです。

表 3-36：最終処分量及び最終処分場残余容量の将来推計

単位：トン/年

年度	2017 (H29) 基準値	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
総排出量	18,140	17,921	17,727	17,511	17,279	17,048	16,817	16,588	16,360	16,131	15,904	15,681
最終処分量	1,957	1,931	1,904	1,876	1,846	1,817	1,787	1,757	1,728	1,598	1,569	1,540
焼却灰	1,059	1,044	1,030	1,015	999	983	967	951	935	865	849	833
不燃物残渣	898	886	874	861	847	834	820	807	793	734	720	707
最終処分率	10.8%	10.8%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.6%	10.6%	10.6%	9.9%	9.9%	9.8%
残余容量 (m <sup>3</sup> )	21,870	20,113	18,380	16,673	14,993	13,340	11,713	10,114	8,542	7,087	5,659	4,258

※最終処分場容量は、過去の平均から、最終処分量 1 トンあたり 0.91m<sup>3</sup>の容量が減ると想定

## 第6節 その他ごみ処理に関する必要な事項

### 1 地域の美化に関する対策

1970（昭和45）年3月に箱根町が「観光美化推進都市」を宣言したことに伴い、箱根町における自然、文化の資源保護及び生活環境の浄化を推進する思想の普及と指導を行うため、1970（昭和45）年10月3日に箱根町観光美化パトロール隊が設置されました。

任期は2年（再任可）で、毎月の任務計画に基づき、主要観光地帯やハイキングコースの巡回パトロールを行いながら、観光美化思想の普及啓発活動を実践しています。

### 2 箱根町環境観光都市宣言

箱根町では、「環境先進観光地-箱根」を目指し、この実現のために、2009（平成21）年度に町長を本部長とする環境先進観光地推進本部を設置し、さまざまな取組を行っています。

2011（平成23）年9月、「環境保全意識の醸成」を推進するために、「箱根町環境観光都市宣言」を制定しました。

#### 宣言文

わたしたちのまち箱根は、富士箱根伊豆国立公園内に位置し、富士を映す明鏡芦ノ湖、「天下の嶮（けん）」とうたわれる山なみ、豊かな温泉など、天与の自然資源に恵まれ、古くから観光のまちとして栄え、多くの人々から愛されています。

箱根が豊かな自然による安らぎと潤いを与える国際観光地として持続的に発展していくために、住民、事業者、行政のみならず、観光客とも心をひとつにして、四季折々満喫できる美しく豊かな自然の環境、古くから宿場町、温泉場として栄えた歴史の環境、人々の心と体を癒す温泉をはじめとする癒しの環境、これらすべての環境を将来にわたって大切にしていかなければなりません。

わたしたちは、地球規模での環境問題に対し、低炭素社会づくりへの貢献をしていくとともに、恵まれた自然の保護に努め、世界から目標とされる「環境先進観光地」を目指し、ここに宣言します。

- 一、 豊かな自然を大切に、いつまでも残せるように努めます。
- 一、 ごみを減らし、リサイクルや省エネルギーを心がけます。
- 一、 山や湖、木々など自然とのふれあいを楽しめる観光を推進します。
- 一、 家庭や学校、職場、地域において環境について学び、考えます。
- 一、 環境に配慮して、エコドライブや公共交通機関の利用を心がけます。

### 3 関係団体との連携

本計画推進に当たっては、関係団体に対して協力を依頼します。また、町内の事業者には、ごみ減量や資源化に関する取組への積極的な参加協力を依頼します。

さらに、資源化業者には、本町で行う分別収集は民間団体の回収が円滑に行われるよう、安定的な受け入れ体制の確保を要請するとともに、回収物が適正に処理できるように助言、協力を依頼します。

#### 4 不法投棄対策

山間部での不法投棄や、ごみ収集場所でのごみ排出のルール・マナー違反が見られます。

これら不法投棄に対しては、県、警察、地域住民との連携を図り、監視パトロール取締を強化していきます。また、啓発活動を推進していくとともに、悪質なものについては法令等に基づく措置を講ずることとします。

また、本町ではごみ収集場所への排出のマナーや分別方法を広報や自治会単位で周知することを徹底します。

#### 5 適正処理困難物対策

廃棄物処理法第6条の3第1項に規定する環境大臣が指定する適正処理困難物は、自動車用廃ゴムタイヤ、廃スプリングマットレス等ですが、これとは別に各自治体で処分できないものをそれぞれ適正処理困難物に指定することができます。

本町では、以下の品目を本町で処理できないものとして挙げ、廃棄の際は販売店、取扱店での引取または専門業者への処理委託で対応してもらいます。

- |                   |             |              |               |           |      |       |
|-------------------|-------------|--------------|---------------|-----------|------|-------|
| ●コンクリート類          | ●コンクリートブロック | ●瓦           | ●石こうボード       | ●断熱材      | ●レンガ |       |
| ●タイル              | ●アスベストを含むもの | ●土砂・石        | ●汚泥           | ●流し台      | ●土管  | ●ドラム缶 |
| ●ボーリングの玉          | ●タイヤ        | ●バッテリー       | ●自動車部品        | ●オートバイ    | ●うす  |       |
| ●ガスボンベ（充填式）       | ●燃料類（石油等）   | ●薬品類         | ●ペンキ・溶剤       |           |      |       |
| ●廃油（食用油以外）        | ●消火器        | ●発電機         | ●ソーラー温水器      | ●ボイラー     | ●浴槽  |       |
| ●便器               | ●ピアノ        | ●エレクトーン・オルガン | ●パソコン         | ●サーフィンボード | ●ボート |       |
| ●耐火式金庫            | ●仏壇         | ●家電リサイクル対象品  | ●産業廃棄物に該当するもの |           |      |       |
| ●発火・爆発・感染の恐れがあるもの | ●など         |              |               |           |      |       |

#### 6 感染性廃棄物等

病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、医師会、その他医療関係機関がそれぞれの責任のもと処理することとしています。

なお、在宅医療廃棄物については、関係機関と連携を図りつつ、適切な処理方法について検討します。

また、水銀使用廃製品の適正回収について検討します。

#### 7 災害廃棄物対策

災害発生時には、箱根町地域防災計画、箱根町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物対策及び廃棄物処理を円滑に推進します。

箱根町災害廃棄物処理計画は、大規模災害発生時の災害廃棄物処理に対する平時の備えから、発生後の初動対応、応急対応、災害復旧・復興の体制の方針を定めたものです。また、災害廃棄物の発生量が平時の処理体制では対応できない場合は、非常災害として位置付け、廃棄物処理法に基づく特例措置を使用するとともに、災害の規模により、協定を締結している自治体との相互援助をはじめ、廃棄物処理法、災害対策基本法等の関係法令に基づき、国、県の支援を受け、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を進めます。

また、本町と広域一般廃棄物事業組合、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会、一般社団法人神奈川県建物解体業協会が締結している協定に基づき、災害時の民間事業者との連携を図ります。

表 3-39 : 災害時の応援協定

協定名	協定締結の相手方	概要
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集・運搬 災害廃棄物の処理・処分
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去に関する協定	一般社団法人 神奈川県建物解体業協会	被災した建物等の解体・撤去 災害廃棄物の撤去
災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定	広域一般廃棄物事業協同組合	一般廃棄物の収集(し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集)

## 8 ごみ処理広域化の動向

小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の 1 市 3 町は、ごみ焼却施設の老朽化や最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まりやダイオキシン類対策等の環境保全対策などの共通した課題に対応するため、2006（平成 18）年に「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、ごみの広域的な処理（ごみ処理広域化）について検討しています。2009（平成 21）年 6 月には、それまでの検討報告として、ごみ処理広域化を進めていく上での考え方や取り組みなどを示した「ごみ処理広域化の考え方」を公表しました。

その後、2020（令和 2）年度を目標とした新しいごみ処理体制づくりが難しい状況にあったため、2013（平成 25）年 11 月「ごみ処理広域化の検討状況」を公表し、当面は、広域化（集約）を見据えながら、老朽化している現在の施設の基幹的な設備改良も視野に、小田原市と足柄下郡の 2 つの系統でごみ処理体制を組み立てていくこととしました。

小田原市では、環境事業センターのごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を 2016（平成 28）年度から進めており、2019（令和元）年度の完了を目指し、ごみ焼却施設の基幹的設備改良・延命化を図っています。

一方、足柄下郡では、地域内の埋立容量を確保するために行っていた湯河原町真鶴町衛生組合の最終処分場の再生工事が、2019（令和元）年度に完成しました。また、箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合が各々管理するごみ焼却施設の統合を優先して検討しています。

このうち湯河原町真鶴町衛生組合のごみ焼却施設は、今後、基幹的設備改良工事により、焼却炉等の基幹的設備の改良、施設の延命化及び 24 時間運転への変更などを行うことで、処理能力の向上や省エネルギー化を図ります。また、湯河原町真鶴町衛生組合のごみ焼却施設の基幹改良に伴い、箱根町のごみ焼却施設を廃止し、箱根町内の燃せるごみを湯河原町真鶴町衛生組合に持ち込むための中継施設に改修することで、足柄下郡系統を統一し、ごみ処理体制の円滑な運用を図ります。そのほか、1 市 3 町でのごみ処理広域化を図るうえで重要となるごみの減量化・資源化の推進、及びごみの分け方や出し方の統一について、協議を進めます。

## 第4章 生活排水処理基本計画

---

### 第1節 生活排水における基本方針

#### 1 生活排水における理念及び基本方針

河川や海洋等の公共用水域保全を推進するためには、私たちの生活から排出される生活排水を適正に処理する必要があります。そのためには、下水道の整備や合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水処理率を向上する必要があります。特に風呂や台所の排水を未処理で放流する単独処理浄化槽、し尿汲み取りを減少させなければなりません。

本計画では、生活排水処理率 100%を達成させるために基本方針を次のように定めます。

##### (1) 下水道整備

下水道事業計画区域を早期に整備します。

##### (2) 合併処理浄化槽

下水道整備区域においては、速やかに下水道に切り替えるよう指導します。また、これらの地域以外では、引き続き合併処理浄化槽による処理を推進します。

##### (3) 単独処理浄化槽及びし尿汲み取り

下水道整備区域内にある単独処理浄化槽やし尿汲み取り家庭は速やかに下水道に接続するよう指導します。また、これらの区域以外で単独処理浄化槽やし尿汲み取りである場合は、合併処理浄化槽への切り替えを推進します。

##### (4) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少する中、最適な処理方法について検討します。

#### 2 生活排水施設整備における基本方針

「箱根町環境センター清掃第2プラントし尿処理施設」（以下「し尿処理施設」という。）は、竣工以来 55 年を経過し、老朽化が進んでいます。

今後は、施設状況に応じた適正かつ合理的なし尿及び浄化槽汚泥の処理方法について検討していきます。

## 第2節 生活排水処理の現状及び課題

### 1 生活排水処理体制及び生活排水処理の流れ

#### (1) 生活排水処理体制

本町の生活排水処理体制は次のとおりです。収集・運搬、汚水処理とも本町が主体となり、し尿は、町内の委託業者が収集・運搬を行い、浄化槽汚泥は、許可業者が収集・運搬を行っています。

表 4-1：生活排水処理体制

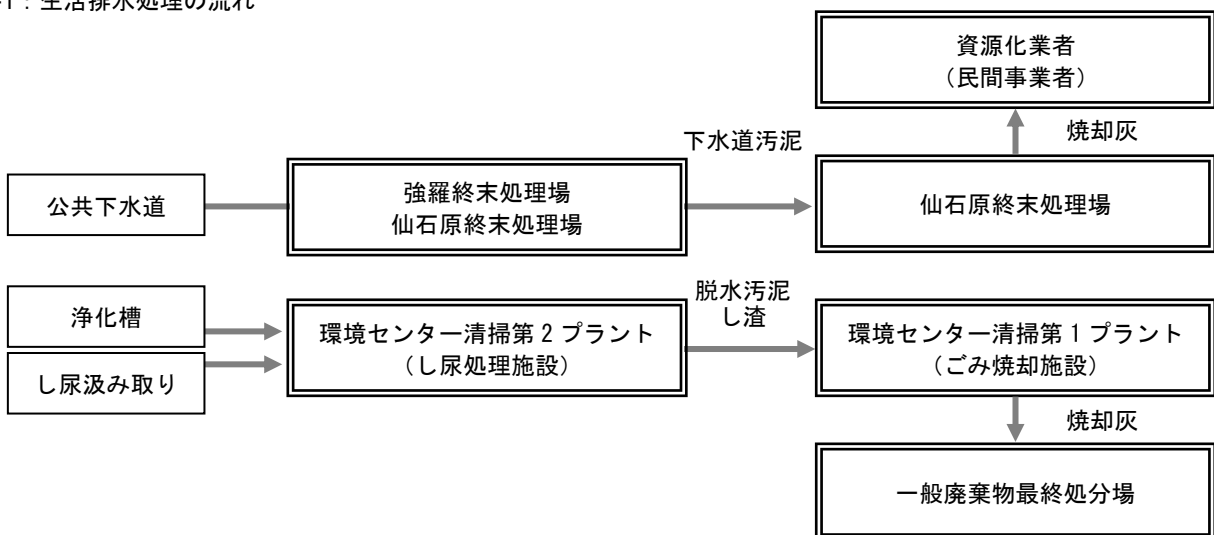
区分	施設	処理主体	運転・管理
収集・運搬 (し尿・浄化槽汚泥)	—	本町	し尿：委託業者 浄化槽汚泥：許可業者
汚水処理	強羅終末処理場(宮城野浄水センター) 仙石原終末処理場(仙石原浄水センター)	本町	直営 一部委託業者
し尿・浄化槽汚泥処理	環境センター清掃第2プラント (し尿処理施設)	本町	委託業者

#### (2) 生活排水処理の流れ

生活排水処理の流れは次のとおりです。公共下水道は、強羅終末処理場、仙石原終末処理場で処理した後、下水道汚泥を仙石原終末処理場で焼却処理し、その焼却灰は民間事業者で資源化しています。

浄化槽汚泥やし尿は、し尿処理施設で処理し、脱水汚泥及びし渣はごみ焼却施設で焼却し焼却灰を最終処分しています。

図 4-1：生活排水処理の流れ





## 2 生活排水処理の概要

### (1) 下水道人口の推移

下水道人口の実績は以下のとおりで、行政区域内人口の約 50%が下水道に接続しています。

表 4-2：下水道人口の実績

単位：人

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
行政区域内人口	13,788	13,540	13,500	13,853	13,577	13,417	13,298	13,137	11,786	11,578	11,786
下水道人口	6,422	6,425	6,411	6,353	6,209	6,070	5,943	5,890	5,639	5,871	5,492
割合	46.6%	47.5%	47.5%	45.9%	45.7%	45.2%	44.7%	44.8%	47.8%	50.7%	46.6%

備考：行政区域内人口は総人口各年 10 月 1 日時点、下水道人口は各年 3 月 31 時点の下水道接続人口

### (2) 合併処理浄化槽人口の推移

合併処理浄化槽人口の実績は以下のとおりです。行政区域内人口の約 12%を占めており、近年増加傾向です。

表 4-3：合併処理浄化槽人口の実績

単位：人

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
行政区域内人口	13,788	13,540	13,500	13,853	13,577	13,417	13,298	13,137	11,786	11,578	11,786
合併処理浄化槽人口	1,084	923	902	951	1,119	1,164	1,232	1,276	1,308	1,336	1,394
割合	7.9%	6.8%	6.7%	6.9%	8.2%	8.7%	9.3%	9.7%	11.1%	11.5%	11.8%

備考：行政区域内人口は総人口各年 10 月 1 日時点、合併処理浄化槽人口は環境課調べ

### (3) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、生活雑排水の処理を行わず環境への負荷が高いため、本町では、下水道及び合併処理浄化槽への転換を図っています。

### (4) し尿汲み取り人口の推移

し尿汲み取り人口の実績は以下のとおりです。し尿汲み取り人口は減少傾向です。単独処理浄化槽と同様に、生活雑排水の処理を行わず環境への負荷が高いため、本町では、下水道及び合併処理浄化槽への転換を図っています。

表 4-4：し尿汲み取り人口の実績

単位：人

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
行政区域内人口	13,788	13,540	13,500	13,853	13,577	13,417	13,298	13,137	11,786	11,578	11,786
し尿汲み取り人口	247	230	215	204	191	171	160	152	147	130	122
割合	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%

備考：行政区域内人口は総人口各年 10 月 1 日時点、し尿汲み取り人口は環境課調べ

### (5) 生活排水処理形態別の人口の推移

下水道や合併処理浄化槽といった水洗化・生活雑排水処理人口は近年減少していますが、生活排水処理率は増加しています。

水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）と非水洗化人口（し尿汲み取り）は減少傾向です。

表 4-5：生活排水処理形態別の人口の実績

単位：人

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
計画処理区域内人口	13,788	13,540	13,500	13,853	13,577	13,417	13,298	13,137	11,786	11,578	11,786
水洗化・生活雑排水処理人口	7,506	7,348	7,313	7,304	7,328	7,234	7,175	7,166	6,947	7,207	6,886
①下水道	6,422	6,425	6,411	6,353	6,209	6,070	5,943	5,890	5,639	5,871	5,492
②合併処理浄化槽	1,084	923	902	951	1,119	1,164	1,232	1,276	1,308	1,336	1,394
③コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④農業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,035	5,962	5,972	6,345	6,058	6,012	5,963	5,819	4,692	4,241	4,778
非水洗化人口	247	230	215	204	191	171	160	152	147	130	122
①し尿汲み取り	247	230	215	204	191	171	160	152	147	130	122
②自家処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	54.4%	54.3%	54.2%	52.7%	54.0%	53.9%	54.0%	54.5%	58.9%	62.2%	58.4%

備考：単独処理浄化槽人口は推計

### (6) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

し尿量は減少傾向ですが、浄化槽汚泥は横ばい傾向です。

表 4-6：し尿及び浄化槽汚泥量の推移

単位：kL/年

年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
合併処理浄化槽汚泥	7,950	9,047	8,376	9,022	8,879	8,815	8,407	7,789	7,999	8,589	8,300
単独処理浄化槽汚泥											
し尿量	492	427	448	410	376	533	358	373	317	320	281
し尿量等合計	8,442	9,474	8,824	9,432	9,255	9,348	8,765	8,162	8,316	8,909	8,581

### (7) 収集・運搬の状況

し尿や浄化槽汚泥の収集・運搬は、し尿については委託業者、浄化槽汚泥については町長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）により行われています。

表 4-7：し尿・浄化槽汚泥の収集頻度等

種別	収集回数等	収集方法	運搬車両
し尿	一般家庭 1～3人 月1回 4～7人 月2回 8～10人 月3回	民間業者による委託収集	バキューム車 1台
	事業所 仮設トイレ 申込み制		
浄化槽汚泥	年1回以上	許可業者による収集	バキューム車 8台

備考：一般家庭でも必要に応じて収集回数を変更することができる

## (8) 中間処理の現況

汚水処理については、下水道は、強羅終末処理場（宮城野浄水センター）や仙石原終末処理場（仙石原浄水センター）で処理し、し尿や浄化槽汚泥については、し尿処理施設で処理しています。

表 4-8：し尿処理施設の概要

施設名	箱根町環境センター清掃第2プラント
処理方式	消化活性汚泥処理方式
処理能力	47kL/日
稼働開始年月	1963（昭和38）年4月
増設年月	1967（昭和42）年3月

## 3 生活排水処理の課題

### (1) 下水道の普及

第1号公共下水道（強羅処理区）、第2号公共下水道（仙石原処理区）、第3号公共下水道（湯本処理区）と下水道処理区域を順次整備しています。第1号・2号公共下水道については適正な維持管理と普及に努め、第3号公共下水道については、酒匂川流域下水道の箱根・小田原幹線（全延長約9.2km）の工事を行っているところであり、箱根の玄関口である湯本地区の早期供用開始に向けて整備を進める必要があります。

### (2) 合併処理浄化槽の普及

下水道の未接続の地域は合併処理浄化槽を普及させる必要があります。合併処理浄化槽は近年増加しています。

### (3) 単独処理浄化槽及びし尿汲み取りの減少

生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽やし尿汲み取りは、下水道に接続するか、合併処理浄化槽に切り替える必要があります。近年はどちらも減少しています。

### (4) 適正なし尿処理システムの構築

し尿処理施設は、竣工以来55年を経過し、老朽化が進んでいます。今後は、当面のし尿処理に必要とされる維持管理だけでなく、施設状況に応じた適正かつ合理的なし尿及び浄化槽汚泥の処理方法について検討する必要があります。

### 第3節 生活排水処理の見込み

#### 1 将来処理量の推計方法

将来処理量は次のように設定します。本町の特性として、人口を基本とした要因に加え、経済活動に伴う処理量を考慮する必要があるため、処理量をベースとして将来推計を行っています。

処理量 …………… 2007（平成 19）年度から 2017（平成 29）年度までのし尿、合併処理浄化槽汚泥・単独処理浄化槽汚泥の実績（第 2 節 2（6）し尿及び浄化槽汚泥の排出状況 参照）をもとに、トレンド予測により処理量を推計  
 予測式（x は 2007（平成 19）年度からの年数、2028（令和 10）年度は 21）

$$\text{合併処理浄化槽汚泥・単独処理浄化槽汚泥 } y = -37.8x + 8659$$

$$\text{し尿 } y = -17.9x + 484$$

#### 2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来推計

し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来推計は次のとおりです。し尿は大幅に減少する見込みです。

表 4-9：し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来推計

単位：kL/年

年度	2017 (H29)	2028 (R10)	2028 対 2017 比
合併処理浄化槽汚泥及び単独処理浄化槽汚泥搬入量	8,300	7,865	94.8%
し尿搬入量	281	108	38.5%
し尿・浄化槽汚泥処理量計	8,581	7,973	92.9%
し尿・浄化槽汚泥 1 日平均処理量 (kL/日)	23.5	21.8	92.9%

※最右列のパーセントは 2017 年度の処理量に対する 2028 年度の予測値の増減率

## 第4節 し尿・汚泥処理計画

### 1 収集・運搬計画

#### (1) 基本方針

効率的な収集・運搬体制を維持するため、適宜収集車両の適切な数量・配置を行います。

#### (2) 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は、本町の行政区域内から発生するし尿及び浄化槽汚泥とし、効率的な収集・運搬体制の構築を目指します。今後もし尿は委託業者に、浄化槽汚泥は一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）による収集・運搬を継続します。

許可業者は、環境負荷の低減に配慮しつつ、本町の処理施設に収集・運搬することとします。また、一般廃棄物収集運搬業の許可は、廃棄物処理法の規定に基づき、本町による収集・運搬が困難であると認められた場合に許可するものとしますが、その際、浄化槽汚泥の発生量や収集体系の状態を総合的に考慮し、判断することとします。

### 2 中間処理・最終処分計画

#### (1) 基本方針

下水道事業を中心に整備し、生活排水処理を推進します。また、下水道整備計画区域外については単独処理浄化槽からの転換など合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水処理率の向上を目指します。合併処理浄化槽を普及させ生活排水処理率向上を目指します。

#### (2) 中間処理の主体

中間処理は、今後も本町が主体となり行います。

#### (3) 中間処理を行う施設

中間処理は、し尿処理施設で行います。

#### (4) 生活排水処理施設整備の概要

下水道事業を中心に整備を推進しますが、合併処理浄化槽から発生する汚泥も引き続き処理する必要があるため、現状のし尿処理施設を適正に維持管理するとともに、し尿処理施設の老朽化への対応を検討します。

#### (5) 最終処分計画

し尿処理施設で発生する汚泥等の処分については、引き続き現状のごみ焼却施設で焼却し最終処分を行うとともに、将来のごみ処理広域化に対応した在り方を検討します。

## 第5節 その他の計画

### 1 町民、事業者に対する啓発活動

生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、町民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策をイベントや自治会等を通じて周知するものとします。また、浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報やホームページを通じてその徹底に努めます。

### 2 地域に関する諸計画との関係

国の通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（2014年1月30日付）」により、以降10年程度を目途に汚水処理の概成（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を目指す方針が示されました。

神奈川県では、この通知に基づき、市町村との密接な連携のもと、今後見込まれる人口減少や一段と厳しさを増す財政状況、インフラの老朽化などの社会経済情勢等の変化を踏まえて、「神奈川県生活排水処理施設整備構想」を改訂しました。2025年度までに県全体の生活排水処理率99%とすることを目標とし、構想の最終年次である2030年度までに生活排水処理率100%を目指すとしています。

また、市町村は社会・経済情勢の変化や財政状況を勘案しながら、地域の実情に応じた効率的な生活排水処理施設の整備を促進することとしています。

本町でも、上記の構想を基本に据え、生活廃水処理を推進していきます。

### 3 災害時の対応

災害発生時には、箱根町地域防災計画、箱根町災害廃棄物処理計画に基づき、し尿、浄化槽汚泥の処理を円滑に推進します。

箱根町災害廃棄物処理計画は、大規模災害発生時の災害廃棄物処理に対する平時の備えから、発生後の初動対応、応急対応、災害復旧・復興の体制の方針を定めたものです。また、災害廃棄物の発生量が平時の処理体制では対応できない場合は、非常災害として位置付け、廃棄物処理法に基づく特例措置を使用するとともに、災害の規模により、協定を締結している自治体との相互援助をはじめ、廃棄物処理法、災害対策基本法等の関係法令に基づき、国、県の支援を受け、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を進めます。

また、本町と広域一般廃棄物事業組合が締結している災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定に基づき、災害時のし尿・浄化槽・仮設トイレし尿等の処理について民間事業者との連携を図ります。

# 参考資料

## 資料 1 策定経過

月日	会議等	内容
2018（平成 30）年 2月15日	箱根町廃棄物減量等推進審議会 第1回会議	(1) 箱根町一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問） (2) ごみ処理状況について (3) 次期計画策定の概要とスケジュールについて
2018（平成 30）年 7月6日	箱根町廃棄物減量等推進審議会 第2回会議	(1) 箱根町一般廃棄物処理基本計画現行計画の検証について (2) 箱根町一般廃棄物処理基本計画次期計画の基本方針について (3) 町民アンケート、事業所アンケートについて
2018（平成 30）年 11月2日	箱根町廃棄物減量等推進審議会 第3回会議	(1) 町民アンケート、事業所アンケートの結果について (2) 次期計画の策定について
2019（平成 31）年 2月8日	箱根町廃棄物減量等推進審議会 第4回会議	(1) 箱根町一般廃棄物処理基本計画（原案）ごみ処理基本計画について (2) 箱根町一般廃棄物処理基本計画（原案）生活排水処理基本計画について
2019（令和元）年 5月14日	箱根町廃棄物減量等推進審議会 第5回会議	(1) 一般廃棄物処理基本計画（案）について (2) 答申（案）について
2019（令和元）年 6月1日～30日	パブリックコメントの実施	
2019（令和元）年 7月23日	箱根町廃棄物減量等推進審議会 第6回会議	(1) 一般廃棄物処理基本計画（案）について (2) 一般廃棄物処理基本計画概要版（原案）について (3) 答申（案）について

## 資料 2 箱根町廃棄物減量等推進審議会

### 1 委員

区分	委員名	所属等
学識経験者	横田 勇	静岡県立大学名誉教授 小田原市・足柄下地区資源化検討会座長（平成 21 年）
	人見 孝	神奈川県西地域県政総合センター環境部長
町民	内田 良雄	前箱根町自治会連絡協議会会長
	勝俣 賀寿代	箱根町女性会連絡協議会会長
	加藤 修司	箱根町民生委員児童委員協議会副会長
関係団体代表者	杉山 幹雄	箱根温泉旅館ホテル協同組合副理事長
	田村 洋一	小田原・箱根商工会議所箱根支部副支部長
	勝俣 和久	広域一般廃棄物事業協同組合理事



箱環第172号  
平成30年2月15日

箱根町廃棄物減量等推進審議会  
会長 横田 勇 様

箱根町長 山口昇士



箱根町一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

平成24年3月に策定した「箱根町一般廃棄物処理基本計画」は、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とし、概ね5年後に見直しを行うこととしています。

つきましては、箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第3条の2第2項の規定に基づき、「箱根町一般廃棄物処理基本計画の改定」について諮問します。



令和元年 7 月 23 日

箱根町長 山口昇士 様

箱根町廃棄物減量等推進審議会  
会長 横田 勇

箱根町一般廃棄物処理基本計画（案）について（答申）

平成 30 年 2 月 15 日付け箱環第 172 号をもって諮問のあった箱根町一般廃棄物処理基本計画の改定について、本審議会を計 6 回開催し、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当と認めます。

本計画の推進にあたっては、特に次の事項に留意されるよう要望します。

- 1 ごみの適正処理にあたっては、近隣市町及び神奈川県との連携を密にし、広域的な取組みを着実に推進されたい。
- 2 事業系ごみについては、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないことから、負担の公平性確保に向けた取組みを推進されたい。
- 3 経済的インセンティブを活用した資源化ごみの排出抑制や再使用、再生利用を推進する方策や、環境センターへの搬入処理手数料についてきめ細かい料金体系を検討されたい。

### 資料3 推計方法

#### 1 ごみの排出量の推計方法

##### (1) ごみの排出量の実績

表：原単位の推計方法

項目	推計方法
町民1人1日当たりの排出量	各排出量を当該年の人口、年間日数(365)で除し、単位を整える
観光入込客1人当たりの排出量	各排出量を当該年の観光入込客数(年間延べ人数)で除し、単位を整える

表：収集主体別の排出量の推計方法

項目	推計方法
総排出量	委託収集量、許可収集量、直接持込量、町関係排出量、観光バケツ収集量の総和
委託収集量	委託収集の燃せるごみ、燃せないごみ(不燃物)、粗大ごみ、燃せないごみ(資源)、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み食用油の総和
燃せるごみ	現状調査
燃せないごみ(不燃物)	現状調査
粗大ごみ	現状調査
燃せないごみ(資源)	現状調査
古紙・布類	現状調査
ペットボトル	現状調査
容器包装プラスチック	現状調査
使用済み食用油	現状調査
許可収集量	許可収集の燃せるごみ、燃せないごみ(不燃物)、粗大ごみ、燃せないごみ(カン、ビン)、古紙(2017年度以降)、ペットボトル、容器包装プラスチック、食品残渣(2017年度以降)の総和
燃せるごみ	現状調査
燃せないごみ(不燃物)	現状調査
粗大ごみ	現状調査
燃せないごみ(カン、ビン)	現状調査
古紙	現状調査(2017年度以降)
ペットボトル	現状調査
容器包装プラスチック	現状調査
食品残渣	現状調査(2017年度以降)
直接搬入	直接持込の燃せるごみ、燃せないごみ(カン、ビン)、粗大ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチックの総和
直接持込量	現状調査
燃せるごみ	現状調査
燃せないごみ(カン、ビン)	現状調査
粗大ごみ	現状調査
ペットボトル	現状調査
容器包装プラスチック	現状調査
直接搬入	町関係(公共施設等)の燃せるごみ、燃せないごみ(カン、ビン)、粗大ごみの総和
町関係排出量	現状調査
燃せるごみ	現状調査
燃せないごみ(カン、ビン)	現状調査
粗大ごみ	現状調査
観光バケツ収集量	観光バケツの燃せるごみ、燃せないごみ(カン)の総和
燃せるごみ	現状調査
燃せないごみ(カン)	現状調査

表：ごみ種別の排出量の推計方法

項目	推計方法
環境センター搬入量	燃せるごみ、燃せないごみ(不燃物)、粗大ごみ、燃せないごみ(資源)、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチック(許可収集、直接持込)、使用済み食用油の総和
燃せるごみ	委託収集、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの燃せるごみの総和
燃せないごみ(不燃物)	委託収集、許可収集の燃せないごみ(不燃物)の総和
粗大ごみ	委託収集、許可収集の粗大ごみの総和
燃せないごみ(資源)	委託収集、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの燃せないごみ(資源:カン、ビン、乾電池、蛍光灯類、スプレー缶類)の総和
ペットボトル	委託収集、許可収集、直接持込のペットボトルの総和
容器包装プラスチック	許可収集、直接持込の容器包装プラスチックの総和
直接資源化量	古紙・布類、容器包装プラスチック(委託収集)、使用済み食用油、食品残渣の総和
古紙・布類	委託収集、許可収集の古紙・布類(新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、紙パック、その他紙)の総和
容器包装プラスチック	委託収集の容器包装プラスチック
使用済み食用油	委託収集の使用済み食用油
食品残渣	許可収集の食品残渣

表：排出者別の推計方法

項目	推計方法
生活系ごみ排出量	委託収集から委託収集事業系ごみを減じる
燃せるごみ	委託収集燃せるごみから委託収集事業系燃せるごみを減じる
燃せないごみ(不燃物)	委託収集燃せないごみ(不燃物)から委託収集事業系燃せないごみ(不燃物)を減じる
粗大ごみ	委託収集の粗大ごみ
燃せないごみ(資源)	委託収集燃せないごみ(資源)から委託収集事業系燃せないごみ(カン、ビン)を減じる
古紙・布類	委託収集古紙・布類から委託収集事業系古紙・布類を減じる
ペットボトル	委託収集ペットボトルから委託収集事業系ペットボトルを減じる
容器包装プラスチック	委託収集容器包装プラスチックから委託収集事業系容器包装プラスチックを減じる
使用済み食用油	委託収集の使用済み食用油
家庭系ごみ排出量	生活系ごみの燃せるごみ、燃せないごみ(不燃物)、粗大ごみの総和
委託収集事業系ごみ排出量	委託収集事業系の燃せるごみ、燃せないごみ(不燃物)、燃せないごみ(カン、ビン)、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチックの総和
燃せるごみ	少量排出事業者登録数に1日あたり排出上限量(10kg)と延べ収集日数を乗じる
燃せないごみ(不燃物)	委託収集の燃せないごみ(不燃物)に、委託収集燃せるごみの事業系の比率(2017年度:0.31)を乗じる
燃せないごみ(カン、ビン)	委託収集の燃せないごみ(カン、ビン)に、委託収集燃せるごみの事業系の比率(2017年度:0.31)を乗じる
古紙・布類	委託収集の古紙・布類に、委託収集燃せるごみの事業系の比率(2017年度:0.31)を乗じる
ペットボトル	委託収集のペットボトルに、委託収集燃せるごみの事業系の比率(2017年度:0.31)を乗じる
容器包装プラスチック	委託収集の容器包装プラスチックに、委託収集燃せるごみの事業系の比率(2017年度:0.31)を乗じる
事業系ごみ排出量	委託収集事業系ごみ、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの総和
燃せるごみ	委託収集事業系、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの燃せるごみの総和
燃せないごみ(不燃物)	委託収集事業系、許可収集の燃せないごみ(不燃物)の総和
粗大ごみ	許可収集、直接持込の粗大ごみの総和
燃せないごみ(資源)	委託収集事業系、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの燃せないごみ(カン、ビン)の総和
古紙・布類	委託収集事業系、許可収集の古紙・布類の総和
ペットボトル	委託収集事業系、許可収集、直接持込のペットボトルの総和
容器包装プラスチック	委託収集事業系、許可収集、直接持込の容器包装プラスチックの総和
食品残渣	許可収集の食品残渣

表：資源化及び最終処分推計方法

項目	推計方法
焼却処理量	搬入ごみ、破碎選別残渣の総和
搬入ごみ	燃せるごみの総和
破碎選別残渣	選別残渣量
最終処分量	焼却灰と不燃物残渣の総和
焼却灰	現状調査
不燃物残渣	現状調査
最終処分率	最終処分量を総排出量で除す
破碎・選別処理量	燃せないごみ(不燃物)、粗大ごみ、燃せないごみ(資源)、ペットボトル、容器包装プラスチック(許可収集、直接持込)の総和
資源回収量	現状調査
選別残渣量	現状調査
直接資源化量	古紙・布類、容器包装プラスチック(委託収集)、使用済み食用油、食品残渣の総和
古紙・布類	委託収集、許可収集の古紙・布類(新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、紙パック、その他紙)の総和
容器包装プラスチック	委託収集の容器包装プラスチック
使用済み食用油	委託収集の使用済み食用油
食品残渣	許可収集の食品残渣
資源化量計	資源回収量と直接資源化量の総和
資源化率	資源化量計を総排出量で除す

## (2) 目標到達に向けた主な内容

収集段階における燃せるごみを調べたところ（第2節2(6)ごみの組成を参照）、委託収集においては資源化できるもの（古紙布類、容器包装プラスチック、ペットボトル）の混在が目立ち、約35%を占めていました。また、許可収集においては、約50%が厨芥類（生ごみ）及び手付かずの食品で、その多くが食べ残し、売れ残りと考えられます。この状況を踏まえ、燃せるごみの分別強化と排出抑制を柱として、目標到達に向けて次の内容を想定します。

- 委託収集における家庭から出される燃せるごみについて、混在している資源化できるものの分別資源化（資源化へ移行）と、その他の部分の排出抑制を想定。
- 委託収集における家庭から出される燃せないごみ（不燃物）と粗大ごみについて、排出抑制を想定。
- 委託収集における事業者から出される燃せるごみ（少量排出事業者に該当）について、混在している資源化できるものの分別資源化（資源化へ移行）と、その他の部分の排出抑制を想定。
- 委託収集における事業者から出される燃せないごみ（不燃物）について、発生抑制を想定。
- 許可収集（事業系に該当）における燃せるごみについて、厨芥類（生ごみ）・手付かずの食品の排出抑制を、その他の部分（可燃物、不燃物等）は観光入込客数に比例する推移を想定。
- 直接持込、町関係、観光バケットについて、観光入込客数に比例する推移を想定。

表：目標到達に向けた主な内容

項目	基準年次 2017年度	目標年次 2028年度	削減量	
			年平均	11年間累計
町民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	596.2	506.0	8.2 (1.38%)	90.2 (15.13%)
燃せるごみの中で資源化できるもの (分別資源化による削減を想定)	208.7	177.9	2.8 (資源化へ移行)	30.8 (資源化へ移行)
その他の燃せるごみ (排出抑制による削減を想定)	370.5	313.3	5.2	57.2
燃せないごみ（不燃物）・粗大ごみ (排出抑制による削減を想定)	17.0	14.8	0.2	2.2
観光入込客1人あたりの委託収集事業系ごみ排出量（資源分別分を除く）(g/人)	53.3	45.2	0.74 (1.38%)	8.1 (15.20%)
燃せるごみの中で資源化できるもの (分別資源化による削減を想定)	18.2	15.45	0.25 (資源化へ移行)	2.75 (資源化へ移行)
その他の燃せるごみ (排出抑制による削減を想定)	33.8	28.65	0.47	5.15
燃せないごみ（不燃物） (排出抑制による削減を想定)	1.3	1.1	0.018	0.2
観光入込客1人あたりの許可収集燃せるごみ排出量 (g/人)	405.9	326.2	7.2 (1.8%)	79.7 (19.6%)
厨芥類・手付かずの食品 (排出抑制による削減を想定)	203.0	123.3	7.2	79.7
その他（可燃物・不燃物等） (現状での推移を想定)	202.9	202.9	0.0	0.0

※可燃物の内容は、厨芥類（生ごみ）、草木、紙・布、プラスチックなどである。

※不燃物の内容は、金属類、ガラス類、危険物などである。

※厨芥類とはいわゆる生ごみのことである。

※基準年次2017年度は、改訂した推計方法による基準値である。

委託収集のごみである家庭系ごみと少量排出事業者の事業系ごみ（資源分別分を除く）の削減に向けては、燃せるごみの中で資源化できるものの分別資源化と、ごみに出されるものの排出抑制が重要となります。町民1人1日あたりの家庭系ごみ、観光入込客1人あたりの委託収集事業系ごみについて、11年間で15%程度の削減を目安とします。

燃せるごみの中で資源化できるものの分別資源化において、家庭系ごみの町民1人1日あたりでの目標達成時のイメージとしては、町民の意識向上と自主的行動により、基準年次の208.7g/人・日に対して11年間で30.8g/人・日を資源化へ移行し、目標年次に177.9g/人・日とすることを想定しています。委託収集事業系ごみの観光入込客1人あたりでの目標達成時のイメージとしては、基準年次の18.2g/人に対して11年間で2.75g/人を資源化へ移行し、目標年次に15.45g/人・日とすることを想定しています。

排出抑制では、家庭系ごみの町民1人1日あたりでの目標達成時のイメージとしては、町民の意識向上と自主的行動により、基準年次の、資源化が難しいその他の燃せるごみ370.5g/人・日、燃せないごみ（不燃物）・粗大ごみ17.0g/人・日に対して、11年間でそれぞれ57.2g/人・日、2.2g/人・日の削減を行い、目標年次に313.3g/人・日、14.8g/人・日とすることを想定しています。委託収集事業系ごみの観光入込客1人あたりでの目標達成時のイメージとしては、基準年次の、資源化が難しいその他の燃せるごみ33.8g/人、燃せないごみ（不燃物）1.3g/人に対して、11年間でそれぞれ5.15g/人、0.2g/人の削減を行い、目標年次に28.65g/人、1.1g/人とすることを想定しています。

事業系である許可収集燃せるごみの削減に向けては、厨芥類（生ごみ）及び手付かずの食品を主とし、消費者側においては食べ切り、事業者側においては使い切り、売り切り、廃棄時における水切りなどの対策が重要となります。観光入込客1人あたりの許可収集燃せるごみについて、11年間で20%程度の削減を目安とします。

観光入込客1人あたりでの目標達成時のイメージとしては、消費者と事業者の意識向上と自主的行動により、基準年次の203g/人に対して11年間で、発生抑制量66g/人、水切り効果13.7g/人（発生抑制後の10%相当、一般的に生ごみをひと絞りすると10%程度の重量の水切りができると言われていた）、計79.7g/人の削減を行い、目標年次に123.3g/人とすることを想定しています。

### (3) ごみの排出量の将来推計

表：原単位の将来推計方法

原単位の項目	推計方法
町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
町民1人1日当たりの生活系燃せるごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
町民1人1日当たりの生活系燃せないごみ（不燃物）ごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
町民1人1日当たりの生活系粗大ごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
町民1人1日当たりの生活系燃せないごみ（資源）排出量	2017年度実績を維持
町民1人1日当たりの生活系の、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチックの排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
町民1人1日当たりの使用済み食用油排出量	2017年度実績を維持
観光入込客1人当たりの事業系ごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
観光入込客1人当たりの委託収集事業系ごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
観光入込客1人当たりの委託収集事業系燃せるごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
観光入込客1人当たりの許可収集燃せるごみ排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
観光入込客1人当たりの町関係の燃せるごみ排出量	し尿残渣分を除き 2017年度実績を維持
観光入込客1人当たりの直接持込、観光バケットの燃せるごみ排出量	2017年度実績を維持
観光入込客1人当たりの委託収集事業系燃せないごみ（不燃物）排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
観光入込客1人当たりの許可収集燃せないごみ（不燃物）排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化
観光入込客1人当たりの許可収集、直接持込、町関係の、粗大ごみ排出量	2017年度実績を維持
観光入込客1人当たりの委託収集事業系燃せないごみ（カン、ビン）排出量	2017年度実績を維持
観光入込客1人当たりの許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの、燃せないごみ（カン、ビン）排出量	2017年度実績を維持
観光入込客1人当たりの委託収集の、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチックの排出量	計画目標到達に向けた主な内容に基づき、推移を平均化 内訳は 2017年度実績の比率により按分
観光入込客1人当たりの許可収集、直接持込の、古紙、ペットボトル、容器包装プラスチックの排出量	2017年度実績を維持
観光入込客1人当たりの許可収集食品残渣（直接資源化に該当）の排出量	2017年度実績を維持

表：収集主体別の排出量の将来推計方法

項目	推計方法
総排出量	生活系ごみ、事業系ごみの総和
委託収集量	生活系ごみ、委託収集事業系ごみの総和
燃せるごみ	生活系、委託収集事業系の、燃せるごみの総和
燃せないごみ（不燃物）	生活系、委託収集事業系の、燃せないごみ（不燃物）の総和
粗大ごみ	生活系粗大ごみ
燃せないごみ（資源）	生活系、委託収集事業系の、燃せないごみ（資源：カン、ビン、乾電池、蛍光灯類、スプレー缶類）の総和
古紙・布類	生活系、委託収集事業系の古紙・布類の総和
ペットボトル	生活系、委託収集事業系のペットボトルの総和
容器包装プラスチック	生活系、委託収集事業系の容器包装プラスチックの総和
使用済み食用油	生活系使用済み食用油
許可収集量	許可収集の燃せるごみ、燃せないごみ（不燃物）、粗大ごみ、燃せないごみ（カン、ビン）、古紙、ペットボトル、容器包装プラスチック、食品残渣の原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せるごみ	許可収集燃せるごみ原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ（不燃物）	許可収集燃せないごみ（不燃物）原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
粗大ごみ	許可収集粗大ごみ原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ（カン、ビン）	許可収集燃せないごみ（カン、ビン）原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
古紙	許可収集古紙原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
ペットボトル	許可収集ペットボトル原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
容器包装プラスチック	許可収集容器包装プラスチック原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
食品残渣	許可収集食品残渣原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
直接搬入	直接持込の燃せるごみ、燃せないごみ（カン、ビン）、粗大ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチックの原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
直接持込量	直接持込燃せるごみ原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せるごみ	直接持込燃せるごみ原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ（カン、ビン）	直接持込燃せないごみ（カン、ビン）原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
粗大ごみ	直接持込粗大ごみ原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
ペットボトル	直接持込ペットボトル原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
容器包装プラスチック	直接持込容器包装プラスチック原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
直接搬入	町関係の燃せるごみ、燃せないごみ（カン、ビン）、粗大ごみの原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
町関係排出量	し尿残渣量と、し尿残渣を除く町関係燃せるごみの原単位の観光入込客数を乗じたものの総和
燃せるごみ	町関係の燃せるごみ原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ（カン、ビン）	町関係の燃せないごみ（カン、ビン）原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
粗大ごみ	町関係の粗大ごみ原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
観光バケツ収集量	観光バケツの燃せるごみ、燃せないごみ（カン）の原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せるごみ	観光バケツの燃せるごみ原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ（カン）	観光バケツの燃せないごみ（カン）原単位の、観光入込客数を乗じ、単位を整える



表：ごみ種別の排出量の将来推計方法

項目	推計方法
環境センター搬入量	燃せるごみ、燃せないごみ(不燃物)、粗大ごみ、燃せないごみ(資源)、古紙・布類、ペットボトル、容器包装プラスチック(許可収集、直接持込)、使用済み食用油の総和
燃せるごみ	委託収集、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの燃せるごみの総和
燃せないごみ(不燃物)	委託収集、許可収集の燃せないごみ(不燃物)の総和
粗大ごみ	委託収集、許可収集の粗大ごみの総和
燃せないごみ(資源)	委託収集、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの燃せないごみ(資源:カン、ビン、乾電池、蛍光灯類、スプレー缶類)の総和
ペットボトル	委託収集、許可収集、直接持込のペットボトルの総和
容器包装プラスチック	許可収集、直接持込の容器包装プラスチックの総和
直接資源化量	古紙・布類、容器包装プラスチック(委託収集)、使用済み食用油、食品残渣の総和
古紙・布類	委託収集、許可収集の古紙・布類(新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、紙パック、その他紙)の総和
容器包装プラスチック	委託収集の容器包装プラスチック
使用済み食用油	委託収集の使用済み食用油
食品残渣	許可収集の食品残渣

表：排出者別の将来推計方法

項目	推計方法
生活系ごみ排出量	生活系ごみ原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
燃せるごみ	生活系燃せるごみ原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
燃せないごみ(不燃物)	生活系燃せないごみ(不燃物)原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
粗大ごみ	生活系粗大ごみ原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
燃せないごみ(資源)	生活系燃せるごみ(資源)原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
古紙・布類	生活系古紙・布類原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
ペットボトル	生活系ペットボトル原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
容器包装プラスチック	生活系容器包装プラスチック原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
使用済み食用油	使用済み食用油原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ原単位に人口と年間日数(365)を乗じ、単位を整える
委託収集事業系ごみ排出量	委託収集事業系ごみ原単位に観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せるごみ	委託収集事業系燃せるごみ原単位に観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ(不燃物)	委託収集事業系燃せないごみ(不燃物)原単位に観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ(カン、ビン)	委託収集事業系燃せないごみ(カン、ビン)原単位に観光入込客数を乗じ、単位を整える
古紙・布類	委託収集事業系古紙・布類原単位に原単位に観光入込客数を乗じ、単位を整える
ペットボトル	委託収集事業系ペットボトル原単位に原単位に観光入込客数を乗じ、単位を整える
容器包装プラスチック	委託収集事業系容器包装プラスチック原単位に観光入込客数を乗じ、単位を整える
事業系ごみ排出量	事業系ごみ原単位に観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せるごみ	委託収集事業系、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの燃せるごみ原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ(不燃物)	委託収集事業系、許可収集、町関係の燃せないごみ(不燃物)原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
粗大ごみ	許可収集、直接持込の粗大ごみ原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
燃せないごみ(資源)	委託収集事業系、許可収集、直接持込、町関係、観光バケットの燃せないごみ(カン、ビン)原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
古紙・布類	委託収集事業系、許可収集の古紙・布類原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
ペットボトル	委託収集事業系、許可収集、直接持込のペットボトル原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
容器包装プラスチック	委託収集事業系、許可収集、直接持込の容器包装プラスチック原単位の総和に、観光入込客数を乗じ、単位を整える
食品残渣	許可収集食品残渣原単位に、観光入込客数を乗じ、単位を整える

表：資源化及び最終処分の将来推計方法

項目	推計方法
焼却処理量	搬入ごみ、破碎選別残渣の総和
搬入ごみ	燃せるごみの総和
破碎選別残渣	選別残渣量
最終処分量	焼却灰と不燃物残渣の総和
焼却灰	焼却処理量を2017年度実績の比率により按分
不燃物残渣	焼却処理量を2017年度実績の比率により按分
最終処分率	最終処分量を総排出量で除す
破碎・選別処理量	燃せないごみ(不燃物)、粗大ごみ、燃せないごみ(資源)、ペットボトル、容器包装プラスチック(許可収集、直接持込)の総和
資源回収量	破碎・選別処理量を2017年度実績の比率により按分 内訳も同様に按分で、その中で剪定枝チップについては2017年度実績が6か月分であるため通年でその2倍の量に仮定している
選別残渣量	破碎・選別処理量を2017年度実績の比率により按分
直接資源化量	古紙・布類、容器包装プラスチック(委託収集)、使用済み食用油、食品残渣の総和
古紙・布類	委託収集、許可収集の古紙・布類(新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、紙バック、その他紙)の総和
容器包装プラスチック	委託収集の容器包装プラスチック
使用済み食用油	委託収集の使用済み食用油
食品残渣	許可収集の食品残渣
資源化量計	資源回収量と直接資源化量の総和
資源化率	資源化量計を総排出量で除す

2019（令和元）年 8 月  
編集・発行：箱根町環境整備部環境課  
〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地  
電話：0460-85-7111（代表）  
受託者：株式会社リジオナル・プランニング・チーム